



2026年4月24日

各 位

会社名 株式会社 I n e
代表者名 代表取締役社長 CEO 大西洋平
(コード番号：4933 東証プライム)
問合せ先 取締役執行役員 CFO 原 義典
電話番号 06-6443-0881

特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、2026年2月12日付「特別調査委員会の設置及び2025年12月期通期決算発表の延期に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、2022年12月期第2四半期に商標権譲受取引を実施した相手方である株式会社 R i g h t H e r e が当社の連結子会社又は関連当事者であったのではないかとという疑義（以下「本件疑義」といいます。）について専門的かつ客観的な調査が必要と判断し、同日付で外部の専門家で構成する特別調査委員会（以下「本特別調査委員会」といいます。）を設置し、本特別調査委員会による本件疑義に関する調査に最大限の協力をしてまいりました。

当社は、本日、本特別調査委員会より調査報告書を受領いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本特別調査委員会の調査結果

本特別調査委員会による調査結果につきましては、添付の「調査報告書（公表版）」をご覧ください。

なお、当該調査報告書につきましては、個人情報、機密情報保護等の観点から、部分的な非開示措置を施した上で公表しております。

2. 業績に与える影響

当社は、本特別調査委員会の調査結果に基づき、2025年12月期以前の過年度の財務報告に与える影響を精査中ではありますが、現時点では連結財務諸表に重要な影響はなく、関連当事者との取引に関する注記の訂正は必要であると見込んでおります。

3. 今後の見通し

(1) 過年度（2024年12月期以前）の有価証券報告書等について

当社は、本特別調査委員会の調査結果に基づき、監査法人による訂正監査結果を踏まえた訂正内容が確定次第、2022年12月期及び2023年12月期の有価証券報告書の訂正報告書を提出する予定であります。提出が完了次第、別途お知らせいたします。また、過年度の内部統制報告書につきましても、特別調査委員会から受領した調査結果に基づき、訂正の要否を検討しております。訂正報告書の提出が必要と判断した場合には、速やかに提出し、提出が完了次第、別途お知らせいたします。

(2)第19期(2025年12月期)有価証券報告書の提出及び2025年12月期通期決算発表について

当社は、2026年3月31日付「第19期(2025年12月期)有価証券報告書の提出期限延長申請に係る承認のお知らせ」にて公表いたしましたとおり、第19期(2025年12月期)有価証券報告書の提出期限を2026年5月29日とする旨の承認を受けております。当社は、延長後の提出期限である2026年5月29日までに、第19期(2025年12月期)有価証券報告書を提出する予定であります。提出が完了次第、別途お知らせいたします。また提出と同日に2025年通期決算発表も実施する予定です。

(3)調査報告書を受けた当社の見解について

本件疑義に係る事案が生じた時期は2022年12月期ですが、当社はその当時から今日に至るまでガバナンス体制の見直しを段階的に進めてまいりました。

例えば当社は、監査等委員会設置会社に移行したことをはじめとして、社外取締役のみによる会合の実施や、重要な意思決定事項に関して執行役員会を開催しそれぞれの管掌範囲の責任をもって執行役員全員で取締役会への上程議案に対する事前審議を行うなど、取締役会の実効性確保に努めてまいりました。また、社内の決裁基準の見直しや執行部門から独立した適切な知見を有する人材を採用・育成し、社内の重要案件に対して相互に牽制できる組織づくりに努めてまいりました。本件疑義の判明後におきましても、関連当事者情報の収集フローを先行して見直すなど、機動的に対応しております。

したがって、本特別調査委員会からの再発防止策の提言のうち一定の範囲については現時点において対応が進んでいるものと認識しておりますが、本件疑義を招いた課題を真摯に受け止め、本特別調査委員会からの再発防止に向けた提言をふまえて、現時点においてもさらなる強化が有益と考えられる事項については、速やかに具体的な施策を策定・実行いたします。再発防止策等の詳細につきましては、改めて公表させていただきます。

なお、当社代表取締役社長 CEO 大西洋平におきましては、本件の事態を厳粛に受け止め、役員報酬の100%を、再発防止策の着実な運用が確認されるまでの間、自主返納する旨を申し出ており、当社はこれを受理いたしました。

本特別調査委員会からの再発防止に関する提言につきましては、添付の「調査報告書(公表版)」をご確認ください。

株主及び投資家の皆様並びに関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしますこと、深くお詫び申し上げます。当社としまして、今後、速やかに、必要な過年度の有価証券報告書の訂正、2025年12月期通期の開示及び再発防止策の策定を行ってまいります。

以 上

調 査 報 告 書

(公表版)

2026年4月24日

株式会社 I - n e	特別調査委員会
委員長	矢田 悠
委員	小島 冬樹
委員	佐藤 保則

目 次

第 1	特別調査委員会による調査の概要	5
1	特別調査委員会設置の経緯	5
2	当委員会の調査目的	5
3	当委員会の構成及び調査体制	2
4	調査の独立性確保措置	2
5	本調査の概要	3
(1)	調査実施期間	3
(2)	調査対象期間	3
(3)	協議状況	3
(4)	調査方法	4
6	その他留意事項	5
(1)	任意調査・証拠方法に関する限界	5
(2)	時間的制約による限界	5
(3)	当委員会による検証・評価に関する限界	5
第 2	本調査の前提となる事実	6
1	会社組織の概要	6
(1)	基本情報	6
(2)	沿革	6
2	事業の概要	7
3	関係会社の状況	8
4	業績等の推移	9
5	役員の変遷	9
6	株主の状況	10
(1)	大株主の状況	10
(2)	大西氏の持株比率の推移	11
7	コーポレートガバナンスの概要	12
(1)	体制図	12
(2)	主な会議体	12
(3)	三様監査の状況	13
(4)	コンプライアンス体制	14
(5)	内部通報制度	14
(6)	関連当事者取引の管理体制	14
第 3	調査結果	16
1	問題の所在	16

2	調査の前提となる会計上の論点の整理	16
(1)	子会社該当性の要件	16
(2)	関連当事者該当性の判断基準	17
(3)	まとめ（会計上の論点についての要点）	19
3	事実関係の調査結果	20
(1)	I-neにおけるaブランドの開発開始（2020年6月頃～）	20
(2)	RH社の設立経緯（2020年10月頃～2021年1月）	20
(3)	RH社の事業運営の状況（2021年1月～2022年6月）	29
(4)	aブランドの買収経緯（2021年5月～2022年7月）	38
(5)	j社に関する事実経緯	49
(6)	aブランド譲渡代金の残部の取扱い及びYa氏の処遇	59
(7)	監査法人・東証に対する説明対応について	63
(8)	RH社がaブランド譲渡で得た資金についての整理	66
4	会計上の論点に対する当委員会の評価	66
(1)	大西氏によるRH社への実質的支配についての検討	66
(2)	I-neによるRH社に対する実質的支配についての検討	68
(3)	小括	69
5	ガバナンス・コンプライアンス上の問題点	69
(1)	大西氏のYa氏に対する貸付金に関する取締役会等への不適切な説明	69
(2)	外部機関の調査前後のデータ削除の問題（2025年12月～）	73
(3)	社外取締役による本件への対応について	75
6	小括	76
第4	類似事案調査の結果	77
1	概要	77
2	j社の子会社・関連当事者該当性に関する当委員会の評価	77
第5	本調査において認められた問題点に係る原因分析	79
1	代表取締役・執行側上位メンバーの認識・理解に関する問題	79
(1)	大西氏において上場会社の代表者として求められるガバナンス・コンプライアンスに対する認識・意識が乏しかったこと	79
(2)	執行側上位メンバーの認識・意識に関する問題	80
2	本事案の発生を防止・是正できなかった制度的・構造的な問題	80
(1)	代表取締役への権限集中と同質的な経営チーム	80
(2)	取締役会における審議・監督の実効性を担保する仕組みの不足	81
(3)	関連当事者取引に対する組織的な管理体制の不備	81
(4)	違和感をエスカレーションできる仕組みの不備	82

(5) 情報管理体制の不備	82
(6) データ保全・調査協力に関する意識及び体制の不備	82
第6 再発防止策の提言	83
1 経営陣の意識改革	83
2 上場会社としてのガバナンス・コンプライアンス意識の浸透	83
3 代表取締役に対する牽制・監督機能の強化	83
4 取締役会の監督機能の実効性の確保	84
5 関連当事者取引の管理体制の整備	84
6 情報管理に関する諸制度の強化	85
別紙1：インタビュー対象者の概要	i
別紙2：デジタル・フォレンジック調査の概要	iii

【主な定義語・略語集】

報告書表記	内容
I-ne	株式会社 I - n e
RH 社	株式会社 Right Here（後に n 社に商号変更）
a ブランド	a ブランド（I-ne が RH 社から譲り受けたスキンケアブランド）
a ブランド譲渡	2022 年 6 月に行われた、RH 社による I-ne への a ブランドの商標権、商品等の譲渡
本件疑義	RH 社が I-ne の連結子会社又は関連当事者であったのではないかと の疑義
当委員会	本件疑義に関する調査を行うために設置された、特別調査委員会
東証	東京証券取引所
本調査	当委員会による調査
大西氏	大西洋平氏
連結会計基準	連結財務諸表に関する会計基準（企業会計基準第 22 号）
緊密者	自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者
同意者	自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者
関連当事者会計基準	関連当事者の開示に関する会計基準（企業会計基準第 11 号）

本件 SO	2019 年 5 月 7 日付の臨時株主総会決議により I-ne が発行した新株予約権
大西氏説明書	2026 年 4 月 9 日付「重要論点に関するご説明」と題する本調査に対する大西氏作成の説明書面
k ブランド	定期ヘアケアブランド (I-ne で開発が進められ、j 社への譲渡及び買戻しの対象となったヘアケアブランド)
アート取引	m 社が保有するアート作品を o 社経由で n 社に譲渡し、n 社が m 社に賃貸する取引 (セールスアンドリースバック取引)
飲食店取引	n 社が p 社の新店舗に設置される家具、食器等の内装設備を購入し、p 社に対し、これらの内装設備を賃貸する取引 (リース取引)

第1 特別調査委員会による調査の概要

1 特別調査委員会設置の経緯

株式会社 I - n e (以下「I-ne」という。)は、2021 年 1 月以降、I-ne の元従業員が設立した会社である株式会社 Right Here (以下「RH 社」という。)からスキンケアブランドの運営に関して業務委託を受けていた。また、2022 年 12 月期第 2 四半期には、当該スキンケアブランド (ブランド名は「a ブランド」である。)に関する商標権、商品等を一括して譲り受けていた (以下、RH 社による I-ne への a ブランドの商標権、商品等の譲渡を「a ブランド譲渡」という。)

今般、2025 年 12 月期通期決算に係る準備を進める過程において、外部機関からの指摘を端緒に、RH 社が I-ne の連結子会社又は関連当事者であったのではないかとの疑義 (以下「本件疑義」という。)が生じ、過年度の連結範囲又は関連当事者注記の妥当性について事実関係の調査を要する事態となった。

I-ne は、本件疑義に関し、専門的かつ客観的な調査が必要と判断し、2026 年 2 月 12 日、外部専門家で構成する特別調査委員会 (以下「当委員会」という。)の設置を決議した。

なお、I-ne と RH 社との主な取引実績 (税抜) は以下のとおりである。

・ a ブランドの買収	2022 年 12 月期	18 億円 (支出)
・ 業務受託	2021 年 12 月期	700 万円 (収入)
・ 業務受託	2022 年 12 月期	600 万円 (収入)

2 当委員会の調査目的

当委員会は、前記 1 の経緯を踏まえ、I-ne との間で、以下のとおり当委員会の調査 (以下「本調査」という。)の目的について合意した。

- ① 本件疑義の事実関係の解明（類似する問題の有無の確認を含む。）
- ② 本件疑義による I-ne の連結財務諸表等への影響の検討
- ③ 発生原因の分析
- ④ 再発防止策の提言

3 当委員会の構成及び調査体制

当委員会の構成は以下のとおりである。なお、当委員会は委員間の互選により、矢田悠弁護士を委員長として選任した。

- 委員長 矢田 悠 （弁護士・公認不正検査士、ひふみ総合法律事務所）
 委員 小島 冬樹 （弁護士、ひふみ総合法律事務所）
 委員 佐藤 保則 （公認会計士、合同会社デロイトトーマツ パートナー）

また、当委員会は、本調査を補助させるため、以下の調査補助者を選任した。

所属	氏名等
ひふみ総合法律事務所	神村泰輝 ^{*1*3} 、長濱俊晴 ^{*1}
合同会社デロイト トーマツ	熊谷圭介 ^{*2} 、他公認会計士・公認不正検査士等 8 名
株式会社 foxcale	小池昶司 ^{*2} 、吉津亮介 ^{*2*3}

^{*1} 弁護士、^{*2} 公認会計士、^{*3} 公認不正検査士

委員及び調査補助者は、いずれも I-ne との間に特段の利害関係を有していない。

4 調査の独立性確保措置

当委員会と I-ne は、本調査開始時に下記の事項につき合意している。

記

- (1) I-ne は、当委員会に対して、I-ne が所有するあらゆる資料、情報、役職員へのアクセスを保障するとともに、関係先についても同様のアクセスが確保されるよう最大限の努力をする。
- (2) I-ne は、I-ne の役職員に対して、当委員会による職務の遂行に対する優先的な協力を業務として命令する。
- (3) I-ne は、当委員会の職務の遂行を補助するため、当委員会が適切と認める人数及び部署に所属する従業員等による事務局を設置する。
- (4) I-ne 又はその関係者による協力が十分に得られない場合や職務の遂行に対する妨害行為があった場合、当委員会は、①その状況を調査報告書に記載すること、②職

務の遂行を中断すること、及び③何ら責任を負うことなく職務の受託を将来に向かって解除することその他必要と認める措置を講じることができる。

- (5) I-ne は、当委員会が調査報告書等の成果物を作成する場合、その起案について、当委員会の判断を最大限尊重するものとする他、以下の事項を了承するものとする。
- i) 当委員会は、調査報告書等を作成するに当たり、各種証拠を十分に吟味の上、事実認定を行うものとし（なお、当委員会は、法律上の証明による厳格な事実認定に止まらず、疑いの程度を明示した灰色認定や疫学的認定を行うことができるものとする。）、職務に係る調査により判明した事実及びその評価を、中立かつ独立した立場で調査報告書等に記載するものとする。なお、当委員会は、I-ne に対して、I-ne 及び I-ne の関係者の利益を図る義務という趣旨での忠実義務を負わないものとする。
 - ii) 当委員会は、調査実施主体として独立の立場で公的機関又は外部機関とのコミュニケーションを図ることができるものとし、これにより入手した資料及び情報等についても、調査によって得た証拠として採用し、職務を遂行することができるものとする。また、当委員会は、かかる資料及び情報等を I-ne に開示しないことができるものとし、職務に係る業務を遂行する過程で当委員会が独自に収集した資料等については、当委員会が処分権を専有するものとする。
 - iii) 当委員会は、職務に係る業務について、デジタル・フォレンジック調査など専門機関による作業を必要とする事項、学識経験者の意見を要する事項などその一部につき自己の判断により再委託をすることができ、その費用は I-ne が負担するものとする。

5 本調査の概要

(1) 調査実施期間

2026年2月12日から同年4月17日まで、前記2の事項に関して本調査を実施した。

(2) 調査対象期間

本件疑義の対象となったRH社は、2020年12月25日に設立されているところ、本件疑義の解明に当たっては同社の設立の経緯が重要となることから、当該設立の構想が開始したとみられる2020年10月以降、aブランド譲渡が行われた2022年6月までを主な調査対象期間とし、必要に応じてその前後の期間についても調査を行った。

(3) 協議状況

当委員会は、2026年2月12日から2026年4月17日までの調査期間中、委員会の会合を合計12回開催した。

(4) 調査方法

ア 関係資料の精査

当委員会は、a ブランド譲渡に関連する契約書及び帳票類、I-ne の取締役会等の各種会議体の議事録及び添付資料、後記イのインタビューに準じた関係者からの書面による説明、その他本調査の目的に関連する資料について分析及び検証を行った。

これには、I-ne が保有する資料のほか、RH 社等の関係者から提出を受けた資料も含まれる。

なお、I-ne では、本件疑義を認識した後、当委員会が設置されるまでの間、監査等委員、本件疑義に関与していなかった社内メンバー及び外部法律事務所が中心となって社内調査を実施している。当委員会は、I-ne よりかかる社内調査において収集された資料の提供を受け、これらも分析及び検証の対象とした。

イ 関係者に対するインタビュー

当委員会は、現在又は過去の I-ne 役職員、I-ne の元従業員であり RH 社の代表者である Ya 氏、及びその他の本調査の目的に関連すると思われる関係者らに対し、インタビューを実施した。その人数は 16 名、実施回数は合計 25 回である。

その他インタビューの実施に関する詳細は別紙 1 のとおりである。

なお、一部の関係者は、I-ne ないし特別調査委員会宛てに書面でも補足説明を行っており、これらもインタビューに準じるものとして分析及び検証の対象とした。

ウ デジタル・フォレンジック

当委員会は、本件疑義について客観的かつ厳密な調査を行うため、デジタル・フォレンジックを実施した。

すなわち、本件疑義に関係する可能性があると考えられる現在又は過去の I-ne 役職員及び I-ne の元従業員であり RH 社の代表者である Ya 氏に関し、I-ne のサーバ、社用及び私用のデジタルデバイスに保存されたデータを対象とし、保全・分析・レビューを実施した。

なお、本件に関連すると思われる電子データの一部については、本調査の開始以前に所持者自身による削除がなされており、フォレンジック事業者による復元を試みたものの、その全部又は一部について復元が困難であった。かかるデータの削除の事実関係及びその評価については、後記第 3・5(2)において詳述する。

その他デジタル・フォレンジックの実施に関する詳細は別紙 2 のとおりである。

6 その他留意事項

(1) 任意調査・証拠方法に関する限界

当委員会の調査は、法令上の強制的な権限に基づくものではなく、あくまで関係者らの任意の協力に基づいて実施されたものである。そのこともあり、また、そもそも過去の事象を認定するに当たって現時点で入手可能な証拠が限られていることにも起因して、事実認定の基礎となる証拠に関して一定の限界があった。

(2) 時間的制約による限界

上場企業たる I-ne においては、法定開示書類の提出期限及び当該期限を前提とした所定の手続の履行のための時間的制約が存在し、当委員会は、こうした時間的制約がある中で調査を実施した。仮にかかる時間的制約がなく、また、これに伴い他の調査方法を採用することが可能であった場合には、本調査とは異なる結果に至る可能性が存在することを排除するものではなく、その結果、調査結果が完全であることを保証するものではない。

(3) 当委員会による検証・評価に関する限界

当委員会は、責任調査委員会ではなく、関係者の法的責任等について直接、判断・評価するものではない。仮に今後本件疑義に関する司法判断がなされる場合であっても、本報告書の評価とは異なる判断が示される可能性がある。

第2 本調査の前提となる事実

本報告書における会社情報は、特に注記のない限り、2024年12月31日時点（2024年12月期有価証券報告書）を基準とする。ただし、本調査の論点に関係する重要な変動事項については、その旨を補足して記載している。

1 会社組織の概要

(1) 基本情報

(2024年12月31日時点)

会社名	株式会社 I-ne
代表者役職氏名	代表取締役社長 CEO 大西洋平
会社所在地	大阪府中央区南久宝寺町四丁目1番2号
設立	2007年3月
上場市場	東京証券取引所プライム市場
資本金	50百万円
決算日	12月末
従業員数	434名（連結）
事業内容	ヘアケア製品、美容家電、スキンケア他関連のブランド及び製商品の開発、販売
会計監査人	有限責任あずさ監査法人

(2) 沿革

I-neは、2007年3月、美容関連商品の企画・販売を目的として、兵庫県宝塚市にて設立された。設立以降、ヘアアイロン「SALONIA」（2012年5月）、ボタニカルシャンプー・トリートメント「BOTANIST」（2015年1月）等のブランド展開を通じて事業規模を拡大し、2020年9月に東京証券取引所（以下「東証」という。）マザーズ市場へ上場した。上場以降の主な変遷は、以下のとおりである。

(2024年12月31日時点)

年月	変遷
2020年9月	東証マザーズ市場へ上場
2020年12月	子会社である台湾艾恩伊股份有限公司を清算終了
2021年9月	ナイトケアビューティブランド「YOLU」を発売
2021年10月	合同会社 Endian を持分法適用会社へ変更
2022年3月	監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行
2022年4月	東証の市場区分見直しにより、マザーズ市場からグロース市場に移行

年月	変遷
2022年6月	株式会社 Right Here が保有するスキンケアブランド「a ブランド」を取得
2022年10月	連結子会社の株式会社 VUEN が株式会社 Dr.SYUWAN へ商号変更
2023年5月	持分法適用関連会社である合同会社 Endian の全持分を日本コカ・コーラ株式会社に譲渡
2023年9月	東証プライム市場へ市場区分変更
2023年11月	連結子会社の株式会社 E n d e a v o u r を設立
2024年4月	連結子会社の I-ne US Co., Ltd. を設立
2024年9月	本社移転（大阪府中央区）
2024年10月	株式会社 TTrading（現・株式会社 Artemis）の全発行済普通株式及び株式会社トゥヴェールの全株式を取得し、連結子会社化

2 事業の概要

I-ne グループは、I-ne 及び連結子会社 6 社（2024 年 12 月 31 日現在）で構成されており、ヘアケア製品、美容家電、スキンケア他関連のブランド及び製商品の開発、販売を行っている。製商品については製造委託先及び仕入先から仕入を行っており、I-ne グループは生産設備を保有していない。

I-ne は、自社で企画・開発した商品を直接ユーザーに届ける D2C(Direct to Consumer) ビジネスモデル及びデジタルマーケティングノウハウを基盤とし、E コマースを中心としたオンライン並びに卸売事業者、小売店及び量販店等を通じたオフラインの双方のチャンネルで販売を行う事業構造をとっている（下記の事業系統図を参照）。

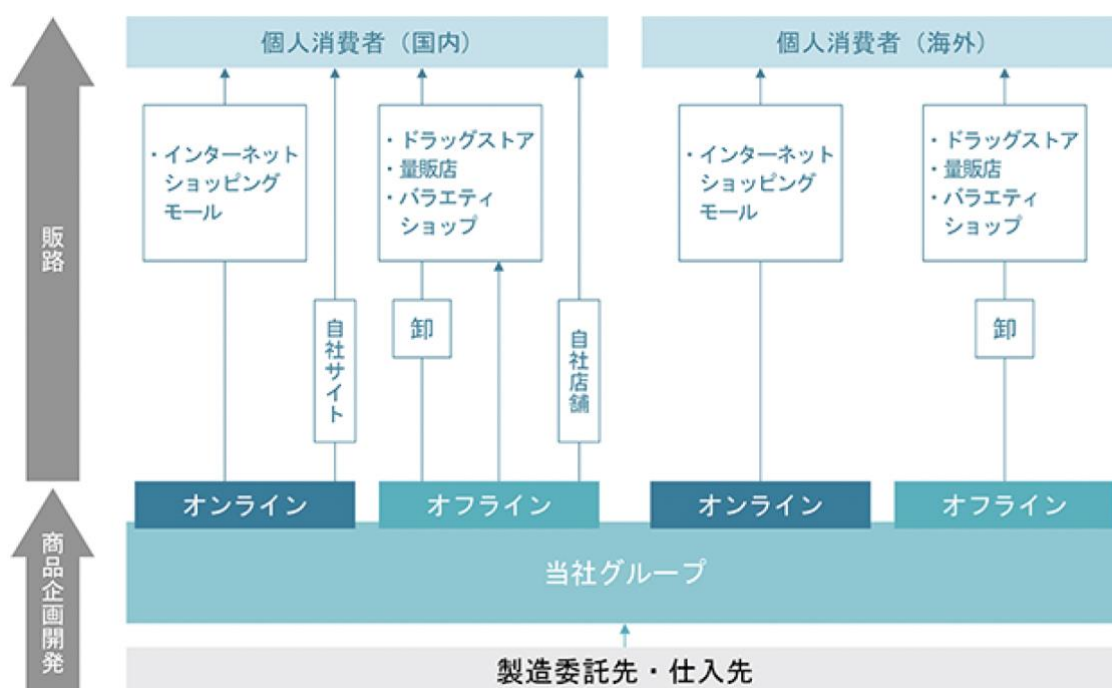
I-ne グループの事業は、販売地域を基礎とした「国内事業」及び「海外事業」の 2 つの報告セグメントに分類されている。

「国内事業」においては、I-ne が開発したブランド商品の日本国内の卸売事業者を通じた小売店及び量販店運営事業者への卸売販売、並びにインターネットを活用した一般消費者への直接販売を行っている¹。

「海外事業」においては、I-ne が開発したブランド商品のインターネットを活用した海外の一般消費者への直接販売、並びに海外の販売代理事業者等への卸売販売を行っている。

¹ 2022 年 6 月に RH 社から取得した a ブランドは、国内事業セグメントに属している。

【事業系統図】



※商品の流れを↑で示しています。

(出所：I-ne2024年12月期有価証券報告書)

3 関係会社の状況

2024年12月31日現在におけるI-neの関係会社の状況は、以下のとおりである。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合
株式会社 Dr.SYUWAN	大阪市中央区	1百万円	国内事業	100.0%
株式会社 E n d e a v o u r	大阪市中央区	10百万円	国内事業	100.0%
株式会社 Artemis	大阪市中央区	2百万円	国内事業	100.0%
株式会社 トゥヴェール	大阪府箕面市	10百万円	国内事業	100.0%
艾恩伊（上海）化粧品有限公司	中国上海市	950百万円	海外事業	100.0%

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合
I-ne US Co., Ltd.	米国 デラウェア州	65 万米ドル	海外事業	100.0%

(注) 株式会社 E n d e a v o u r、株式会社トゥヴェール、艾恩伊（上海）化粧品有限公司及び I-ne US Co., Ltd. は特定子会社に該当する。なお、艾恩伊（上海）化粧品有限公司は 2025 年 1 月 31 日に解散した。

4 業績等の推移

2020 年 12 月期から 2024 年 12 月期における I-ne グループの連結経営指標等の推移は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

回次	第 14 期	第 15 期	第 16 期	第 17 期	第 18 期
決算年月	2020 年 12 月	2021 年 12 月	2022 年 12 月	2023 年 12 月	2024 年 12 月
売上高	23,363	28,397	35,269	41,643	45,006
経常利益	1,389	2,330	3,469	4,337	4,621
親会社株主に帰属する当期純利益	905	1,244	1,927	3,954	2,938
純資産額	6,939	8,415	10,331	14,331	16,543
総資産額	13,165	14,060	16,490	22,908	35,123

(注) I-ne は、2024 年 2 月 9 日付「特別損失の計上に関するお知らせ」において、2023 年 12 月期に保有する a ブランドに係る商標権の一部について、将来の回収可能額を慎重に検討した結果、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき 550 百万円の減損損失を計上した旨を公表している。

5 役員の変遷

2020 年 12 月期以降の I-ne の取締役（監査等委員を含む）の状況は、以下のとおりである。

なお、I-ne は、2022 年 3 月 25 日開催の第 15 期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行した。この移行に伴い、Xa 氏、Xb 氏、Xc 氏、Xd 氏及び Xe 氏は取締役を退任し、Xa 氏、Xc 氏、Xb 氏及び Xd 氏はそれぞれ執行役員に就任した。また、監査役であった Xf 氏は補欠の監査等委員となり、Xg 氏は退任した。Xh 氏は監査役から監査等委員である取締役に就任した。2025 年 9 月 26 日開催の臨時株主総会において、水留浩一氏が社外取締役（監査等委員でない）に選

任された。

	第 14 期	第 15 期	第 16 期	第 17 期	第 18 期	第 19 期
決算年月	2020 年 12 月	2021 年 12 月	2022 年 12 月	2023 年 12 月	2024 年 12 月	2025 年 12 月
大西 洋平	代表取締役	代表取締役	代表取締役	代表取締役	代表取締役	代表取締役
Xa 氏	取締役	取締役				
Xb 氏	取締役	取締役				
Xc 氏	取締役	取締役				
Xd 氏	取締役	取締役				
Xe 氏	取締役	取締役				
Xi 氏	取締役*1	取締役*1	取締役*1	取締役*1	取締役*1、2	
原 義典					取締役	取締役
笹俣 弘志			取締役*1	取締役*1	取締役*1	取締役*1
堀川 健			取締役*1、3	取締役*1、3	取締役*1、3	取締役*1、3
Xf 氏	常勤監査役	常勤監査役				
Xg 氏	監査役*1	監査役*1				
Xh 氏	監査役*1	監査役*1	取締役*1、3	取締役*1、3		
Xj 氏			取締役*1、3	取締役*1、3		
山中 典子					取締役*1、3	取締役*1、3
古本 結子					取締役*1、3	取締役*1、3
水留 浩一						取締役*1

(注) 各期の欄は、原則として当該事業年度に係る定時株主総会終結時の役職を示す。ただし、第 19 期の欄は、2025 年 9 月 26 日開催の臨時株主総会終結時の役職を示す。

*1 社外役員を示す。

*2 Xi 氏は、2024 年 11 月 29 日付で辞任により退任した。

*3 監査等委員である取締役を示す。堀川健氏は常勤監査等委員である。

6 株主の状況

(1) 大株主の状況

2024 年 12 月 31 日現在における I-ne の大株主の状況は、以下のとおりである。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社 COH	7,430,000	42.49
大西 洋平	3,250,900	18.59
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,254,200	12.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	764,600	4.37

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
THE BANK OF NEW YORK 133652	625,618	3.57
野村信託銀行株式会社 (投信口)	334,100	1.91
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	216,882	1.24
杉元 将二	210,480	1.20
藤岡 礼記	210,000	1.20
JP モルガン証券株式会社	96,548	0.55

(注) 「割合」欄は、発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合を示す。上記のほか、I-nc 所有の自己株式 299,631 株がある。

株式会社 COH は、大西洋平氏 (以下「大西氏」という。) が代表取締役を務める資産管理会社である。

(2) 大西氏の持株比率の推移

大西氏の直接保有及び資産管理会社を通じた間接保有を合算した実質的な持株比率の推移は、以下のとおりである。

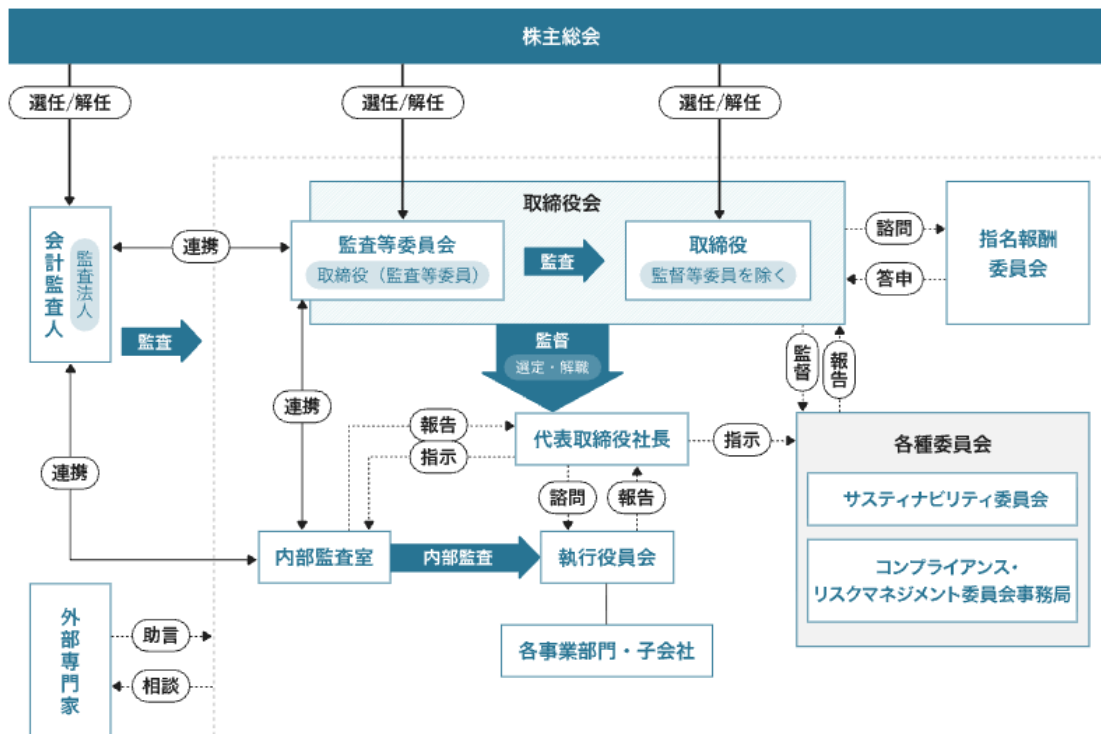
基準時点	直接保有 (%)	資産管理会社保有 (%)	合計 (%)
有価証券届出書時点 (2020年8月20日)	43.7	56.3 (株式会社 YBO)	100.0
第15期末 (2021年12月31日)	27.38	42.50 (株式会社 COH)	69.88
第16期末 (2022年12月31日)	27.14	42.50 (株式会社 COH)	69.64
第17期末 (2023年12月31日)	19.62	41.80 (株式会社 COH)	61.42
第18期末 (2024年12月31日)	18.59	42.49 (株式会社 COH)	61.08

(注) 上記表中「株式会社 YBO」及び「株式会社 COH」は、いずれも大西氏の資産管理会社であり、同一の法人である。株式会社 YBO は、大西氏の親族を代表取締役として 2016 年 12 月に設立され、2021 年 4 月に商号を「株式会社 COH」に変更した。その後、2023 年 5 月に大西氏が代表取締役に就任し、現在に至っている。

なお、2026 年 1 月 6 日付変更報告書によれば、同日時点の大西氏の保有株券等の割合は 15.27%、株式会社 COH の保有株券等の割合は 41.76%、両者合計で 56.97%となっている。

7 コーポレートガバナンスの概要

(1) 体制図



(出所：I-ne ウェブサイト)

(2) 主な会議体

ア 取締役会

I-ne は、2022年3月25日開催の第15期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行した。2024年12月31日時点では、取締役会は、取締役6名（うち社外取締役4名（監査等委員である取締役3名を含む。))で構成され²、原則として月1回、その他必要に応じて臨時に開催されている。2024年12月期における開催実績は23回であった。

なお、監査役会設置会社であった2020年12月期においては、取締役7名（うち社外取締役1名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されていた。

取締役会規程の別表に定められた会社財産に関する主な付議基準（金額基準）のうち、「重要な財産の処分及び譲り受け」は概ね3億円超が決議事項とされている。また、「会社と取締役間の取引の承認」及び「取締役の競業取引の承認」が決議事項として、「利益相反に該当する関係会社との取引」が報告事項として、それぞれ定められて

² なお、2025年9月26日の臨時株主総会における水留浩一氏の社外取締役（監査等委員でない）就任に伴い、本報告書作成時点での取締役会は、取締役7名（うち社外取締役5名（監査等委員である取締役3名を含む。))で構成されている。

いる。

イ 監査等委員会

2022年3月25日の監査等委員会設置会社への移行後、監査等委員会が設置されている。2024年12月31日現在、監査等委員会は、常勤監査等委員1名を含む社外取締役3名で構成され、原則として毎月1回開催されている。2024年12月期における開催実績は15回であった。

なお、移行前の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤社外監査役2名の計3名で構成されていた。

ウ その他会議体・委員会

このほか、I-neには、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を中心とする任意の指名報酬委員会が、また、取締役会の直属機関として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会及びサステナビリティ委員会が、それぞれ設置されている。

さらに、2024年1月以降は、代表取締役の諮問機関として、業務執行に関する取締役会付議事項及び経営戦略等の事前審議を行う執行役員会が、定例で月2回開催されている。

(3) 三様監査の状況

ア 監査等委員会による監査

「監査等委員会規程」に基づき、監査等委員会は、監査の方針・計画・方法等を決議するとともに、監査等委員以外の取締役の利益相反取引の事前承認を行うこととされている。監査等委員会の監査については、監査等委員会の指示に基づき、内部監査室がその補佐を行える体制とされている。

イ 内部監査室による監査

代表取締役社長直轄の内部監査室が設置されている。内部監査室は、内部監査の結果について、代表取締役社長のみならず監査等委員会に対しても報告を行うこととされている。

内部監査室の人員は、2024年12月31日現在で3名（室長1名、他2名）であり、内部監査計画に基づき監査を実施している。調査対象期間中の人員数の推移は、2020年12月31日及び2021年12月31日時点でいずれも2名、2022年12月31日時点で3名、2023年12月31日時点で2名、2024年12月31日時点で3名であった。

ウ 会計監査人による監査

I-ne の会計監査人は有限責任あずさ監査法人（以下「あずさ監査法人」又は単に「監査法人」という。）であり、第 12 期（2018 年 12 月期）以降、継続して監査を受けている。

I-ne と会計監査人との間では、毎期初に当該事業年度の決算スケジュールに関するミーティングを行い、事前に会計監査人の監査計画の報告を受ける運用がとられている。また、会計監査人から監査等委員会に対しては、四半期決算時には四半期レビュー結果について、本決算時には監査業務全般について、それぞれ報告がなされることとされている。なお、金融商品取引法上、四半期報告書制度が廃止された後の 2024 年 12 月期第 3 四半期については、年度監査の一環としてのコミュニケーションが実施されている。

エ 三様監査の連携

監査等委員会（2022 年 3 月までは監査役会）、内部監査室及びあずさ監査法人の三者は、定期的に三様監査連絡会を開催し、情報交換や意見交換を行うなど、相互連携を図ることとされている。

(4) コンプライアンス体制

I-ne は、「コンプライアンスポリシー」及び「コンプライアンス規程」を定め、I-ne グループにおけるコンプライアンスの方針、体制、運営等を定めている。また、取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、前記(2)ウに記載のコンプライアンス・リスクマネジメント委員会が設置され、委員会で決定された「コンプライアンス・プログラム」に基づき、定期的な研修等の具体的な施策の企画・立案・推進が行われている。

(5) 内部通報制度

I-ne は、内部通報制度規程に基づき、社内通報窓口（内部監査室）及び社外通報窓口（現在は、内部通報窓口代行サービス事業者に委託）を設置している。調査対象期間中の通報受付件数は年間 2～6 件程度であり、本件疑義に関連するものは不見当であった。

(6) 関連当事者取引の管理体制

I-ne においては、関連当事者取引の管理に特化した独立の規程は制定されていない。関連当事者取引に関する社内手続は、前記(2)アに記載の取締役会規程別表（利益相反取引の承認等）、前記(3)アに記載の監査等委員会規程（利益相反取引の事前承認）及び関係会社管理規程のほか、各期の決算業務における役員に対する関連当事者調査票の

運用により構成されている。

この点、関連当事者調査票においては、①対象会社と対象役員及び対象役員の二親等内の親族との取引、②対象役員と傍系会社との取引、③対象役員が代表取締役に就任している会社と対象会社との取引の3項目について「有」又は「無」の回答を求める運用を行っていた。

第3 調査結果

1 問題の所在

I-ne は、2022 年 6 月、I-ne の元従業員である Ya 氏を唯一の株主かつ代表取締役とする RH 社から、a ブランドを 18 億円（税込 19.8 億円）で買収した。

その後、2025 年 12 月 2 日、I-ne に対して、外部機関による調査が行われ、I-ne は、これを契機として社内調査を実施した。

その結果、RH 社の設立及び運営のために、大西氏から Ya 氏に対して多額の金銭を貸し付けていたことが確認されたほか、大西氏を含む I-ne 関係者が RH 社の事業運営の方針決定や上記買収対価の使途について影響力を行使していた可能性をうかがわせるコミュニケーション等が確認され、会計上、RH 社は I-ne の子会社又は関連当事者であったのではないかという疑義（本件疑義）が生じたことから、事実関係の解明のための調査の必要性が認められた。

そこで、当委員会は、I-ne による RH 社からの a ブランドの買収に関する一連の事実関係を調査した上で（後記 3）、上記会計上の論点に対する評価を行うとともに（後記 4）、この疑義に関する I-ne のガバナンス・コンプライアンス上の問題点（後記 5）について検討した。

2 調査の前提となる会計上の論点の整理

前記 1 のとおり、本件疑義の内容は、会計上、大西氏を含む I-ne 関係者による RH 社への関与状況等からして、RH 社は I-ne の子会社又は関連当事者であったのではないかと、いうものである。このため、本件疑義を解明するためには、会計上、RH 社がいかなる要件を満たす場合に I-ne の子会社となり、いかなる要件を満たす場合に I-ne の関連当事者になるのか、という点について整理した上で、それらの要件に該当する事実の存否を調査することが必要になる。

そこで、以下では、事実関係についての調査結果（後記 3）を述べるに先立って、会計基準に基づく子会社及び関連当事者の要件について、整理する。

(1) 子会社該当性の要件

親会社とは、他の企業の意思決定機関を支配している企業をいい、子会社とは、当該他の企業をいう（連結財務諸表に関する会計基準（企業会計基準第 22 号。以下「連結会計基準」という。）第 6 項）。

そして、連結会計基準第 7 項(3)は、「他の企業の意思決定機関を支配している企業」に該当する類型の一つとして、以下を挙げている³。

³ 但し、以下の類型に該当しても、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる企業は、「他の企業の意思決定機関を支配している企業」に当たらない。

[連結会計基準第7項(3)の要件(同項を当委員会において整理したもの)]

自己の計算において所有している議決権(当該議決権を所有していない場合を含む。)と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者(以下「緊密者」という。)及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者(以下「同意者」という。)が所有している議決権とを合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めている企業であって、かつ、下記の①から④までのいずれかの要件に該当する企業

- ① 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の企業の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること
- ② 他の企業の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること
- ③ 他の企業の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているもの)の総額の過半について融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。)を行っていること(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。)
- ④ その他他の企業の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること

この連結会計基準第7項(3)によれば、自己の計算においてRH社の議決権を全く所有していないI-neであっても、RH社の議決権の過半数を所有する者がI-neにとっての緊密者や同意者に該当し、かつ上記①から④までのいずれかの要件に該当する場合には、原則としてRH社の親会社となる(したがってRH社はI-neの子会社となる)。

なお、連結会計基準第7項のうち(3)以外の類型は、いずれも親会社が自己の計算において他の企業の議決権を所有している類型であり、I-neとRH社の関係には妥当しないと考えられる。したがって、本件においては、連結会計基準第7項(3)の要件に該当するか否かが問題となる。

(2) 関連当事者該当性の判断基準

関連当事者とは、ある当事者が他の当事者を支配しているか、又は、他の当事者の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有している場合の当事者等を行い、次に掲げる者をいう(関連当事者の開示に関する会計基準(企業会計基準第11号。以下「関連当事者会計基準」という。)第5項(3))。

- ① 親会社
- ② 子会社
- ③ 財務諸表作成会社と同一の親会社を持つ会社
- ④ 財務諸表作成会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社並びに当該他の会社の親会社及び子会社
- ⑤ 関連会社及び当該関連会社の子会社
- ⑥ 財務諸表作成会社の主要株主及びその近親者
- ⑦ 財務諸表作成会社の役員及びその近親者
- ⑧ 親会社の役員及びその近親者
- ⑨ 重要な子会社の役員及びその近親者
- ⑩ ⑥から⑨に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社
- ⑪ 従業員のための企業年金（企業年金と会社の間で掛金の拠出以外の重要な取引を行う場合に限る。）

そして、関連当事者に該当するかの判定について、関連当事者会計基準第 17 項は、「関連当事者の開示について適切な開示を求める観点から、関連当事者の範囲は形式的に判定するのではなく、実質的に判定する必要がある。」としている。

この点、RH 社が I-ne の子会社である場合には、上記②により、RH 社は I-ne の関連当事者にも該当することとなる。

他方、本件においては、RH 社が I-ne の子会社であるとはいえない場合であっても、前記 1 に述べた RH 社の設立及び運転資金の原資等に鑑み、次のような事情が認められるときは、RH 社は I-ne の関連当事者に該当し得ることになる。すなわち、大西氏は I-ne の主要株主⁴（上記⑥）であり、また、役員（上記⑦）でもあるところ、その大西氏が実質的にみて RH 社の「議決権の過半数を自己の計算において所有している」（上記⑩）のと同等の支配力を有している、又は RH 社の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有していると評価される場合、関連当事者会計基準に関して過去に金融庁の課徴金審判で採用された解釈によれば、RH 社は I-ne の関連当事者に該当すると評価され得ることとなる⁵。

⁴ 関連当事者会計基準において、「主要株主」とは、保有態様を勘案した上で、自己又は他人の名義をもって総株主の議決権の 10%以上を保有している株主をいう（関連当事者会計基準第 5 項(6)）。

⁵ 関連当事者会計基準第 5 項(3)⑩は、直接には、同⑥から⑨に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社について定めており、議決権の所有によらずに支配力を有している場合等については定めていない。もっとも、金融庁は、過去の課徴金審判において、関連当事者の範囲について、関連当事者会計基準第 17 項が関連当事者の範囲は実質的に判断するとしていることを根拠に、「同第 5 項(3)所定の者に直接的には該当しなくとも、他の当事者を支配しているか、又は、他の当事者の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有していれば、関連当事者に当たると解される。」としている（令和元年度(判)第 15 号金融商品取引法違反審判事件におけ

なお、関連当事者会計基準第5項(1)においては、第三者との取引であっても、関連当事者が当該取引に関して会社に重要な影響を及ぼしているものについては、「関連当事者との取引」に該当するものとされている。これによれば、仮にRH社がI-neの関連当事者に該当しないと評価される場合であっても、I-neとRH社との個別の取引について、大西氏（上記⑥及び⑦より、I-neの関連当事者である。）の個人的な意向が重要な影響を及ぼした場合等においては、当該取引は「関連当事者との取引」に該当し得ることになる。

(3) まとめ（会計上の論点についての要点）

前記(1)及び(2)を要するに、I-neが、その緊密者や同意者を通じて、実質的にRH社を支配していると認められる場合には、RH社はI-neの子会社（及び関連当事者）に該当し得ることとなる。一方で、I-neとは区別された大西氏個人が、実質的にRH社を支配していると認められる場合には、RH社はI-neの子会社には該当しないものの、I-neの関連当事者には該当し得ることとなる⁶。

ところで、本件においては、大西氏はI-neの代表取締役であることから、仮に大西氏（あるいは大西氏の意向を受けたI-neの関係者）がRH社に対して何らかの影響力を行使したという事実が認められる場合に、そのことを、I-neのRH社に対する支配力の構成要素と評価するか、あるいは大西氏個人のRH社に対する支配力の構成要素と評価するかが問題となり得る。

この評価に当たっては、連結会計基準の趣旨等を踏まえた検討が必要となる。すなわち、連結財務諸表は、支配従属関係にある企業集団を単一の組織体とみなして、親会社が当該企業集団の会計情報を総合的に報告するものであるから（連結会計基準第1項）、大西氏によるRH社に対する影響力の行使についても、その事実がI-neとRH社との経済的な単一性を基礎付けるような内容のものであれば、I-neによる支配力の構成要素と評価すべきことになり、あくまでI-neとは切り離された大西氏個人としての影響力の行使であれば、大西氏による支配力の構成要素を評価すべきことになる⁷。

本調査においては、以上のような会計上の論点の整理を踏まえ、事実関係を調査す

る令和2年6月11日付課徴金納付命令決定参照)。本報告書は、この立場を前提に置くものである。

なお、大西氏は、単にI-neの主要株主であるというだけでなく、自身の資産管理会社であるm社の所有分と合算するとI-neの議決権の過半数を所有している。したがって、仮に大西氏が、RH社に対しても連結会計基準第7項の要件に該当するような支配力を有している場合には、I-neにとってRH社は関連当事者会計基準第5項(3)③の「同一の親会社を持つ会社」に類する関係にあることになり、そのことも関連当事者該当性を基礎付ける要素になると解される。

⁶ 大西氏がRH社の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有している場合も、RH社はI-neの関連当事者には該当し得る。

⁷ 例えば、日本公認会計士協会「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の留意点についてのQ&A」（監査・保証実務委員会実務指針第88号）Q10(1)においては、財務諸表提出会社の役員が他の会社の議決権の100%を所有している場合においても、当該他の会社が破綻したときに当該役員が損失を実質的に負担することとなっている場合は、当該他の会社は財務諸表提出会社の子会社に該当しないと考えられるとされている。

るとともに、その結果として判明した事実に対する評価を行った。

3 事実関係の調査結果

(1) I-ne における a ブランドの開発開始（2020年6月頃～）

I-ne では、2020年6月頃から、EC部門、ブランディング部門及び商品開発部門のメンバーが、ナイアシンアミドを有効成分として配合したリキッドファンデーションの新商品開発の検討を開始した。当時、I-ne は、取引のある化粧品 OEM メーカーから、シワ改善効果を有するナイアシンアミドを配合したファンデーション等のメイクアップ化粧品を医薬部外品として製造できるようになったとして商品開発の提案を受けるようになり、I-ne としても、新規性のある商品として開発を進めることとなったとのことである。

このような新規性のある商品は、他社に先駆けて発売することで市場でのシェア獲得において優位となることから、上記メンバーは、当初、2021年1月下旬頃の発売を目指して、スピードを重視しつつ開発を進めていた。

その後、発売開始の見込み時期は後ろにずれ込んだものの、2020年11月中旬頃までには、商品内容や容器デザインが決まっていたほか、ブランド名を「aブランド」とすることが決まり、商標登録出願に向けた手続を進めていた⁸。

(2) RH 社の設立経緯（2020年10月頃～2021年1月）

ア 「新会社」の設立の構想（2020年10月頃～）

(7) 2020年10月3日、大西氏は、いずれも当時、I-ne の取締役であった販売本部本部長の Xa 氏、同本部長代理の Xc 氏、ブランディング本部本部長の Xb 氏ら経営幹部（肩書きはいずれも当時のもの。）が参加する Chatwork のチャットルームに以下のとおり投稿し、自らの資金で、当時はまだ I-ne に従業員として在籍していた Ya 氏を代表取締役社長とする新会社を設立し、当該会社において通販ブランド事業を行う構想を伝えた⁹。

2020/10/3	
大西氏	個人投資で ine じゃできないブランド作ろうか？ ¹⁰
	CBD とかエビデンスある攻めたコスメとか

⁸ aブランドの商標は、2020年11月25日にI-neで出願申請された後、2021年9月3日にI-neからRH社に出願人名義変更届がなされ、RH社において登録査定された。

⁹ 本文記載のチャットルームに参加している経営幹部ら及びそこで話題の対象とされている Ya 氏の中には、I-ne 創業以前から相互に友人ないし知人関係にあった者が多く、先に入社した者の紹介により順次入社した。

¹⁰ 本報告書においては、関係者のコミュニケーションを（誤記が含まれる場合であっても）原文のまま転記している。以下同じ。

	Ya 社長で ¹¹
	数千万円軍資金あれば通販ブランドできそうじゃない？
	キャッシュフローさえ回れば赤字でもいいし
	黒字化してボリュームでたら、ine にタダみたいな値段で売る

上記大西氏の投稿に対し、Xc 氏らは「めちゃくちゃやりたいっす！！」等と応じた。

大西氏は、本調査のインタビューにおいて、上記のような構想に思い至った理由について、会社が大きくなるにつれて意思決定のスピードが遅くなってきていた感覚があり、ベンチャー企業のようにスピーディーにチャレンジできる環境で成長した企業を買収するというビジネスモデルはあり得ると考えていた旨を述べている。上記大西氏の投稿及びインタビューでの発言からは、上記構想において、仮に当該「新会社」の事業が軌道に乗った場合には、当該会社を I-ne が買収することも想定されていたものと認められる。

- (4) 2020年10月16日、大西氏は、別の上場企業の取締役であり、I-ne のアドバイザーも務める公認会計士の Za 氏に対し、以下のとおり、大西氏自身は新会社の経営には関与せず、また株主にもならないことを前提に、独立した社員のブランドの運営代行を I-ne が行うことの問題点を Chatwork において相談し、同氏よりアドバイスを受けた。

2020/10/16	
大西氏	<p>前回ご相談させていただいた件に進捗ありました</p> <p>弊社社員独立、社長が経営に関わらず、株主にも入らず 1 億お金を貸す（その後最大 3 億まで貸す）</p> <p>→役会議事録残す</p> <p>下記 2 点質問です</p> <p>①オペレーションが課題になっており、独立した社員のブランドの運営代行を INE が行う流れは問題ありますでしょうか？（LP 作成、広告運用、物流、カスタマーなど）</p> <p>②独立した社員が独立後も独立前の INE の業務に関わることは問題ありますでしょうか？（INE オフィス内で独立前と同じ業務をしている）</p> <p>両方アウトな気がしていますが。これだと問題ないかも、みたいなイ</p>

¹¹ 実際には、Ya 氏を表すニックネームが記載されていた。これ以降の多くのコミュニケーションにおいてもニックネームが記載されているが、本報告書では区別せずに仮名化している（Ya 氏以外のニックネームについても同じ）。

	<p>メッセージがあれば教えてください アウトな場合勿論、他社外注に頼みます。</p>
Za 氏	<p>貴社との間での議決権の所有関係が無いので一義的には問題ないように見受けられますが、将来の資本取引の可能性を勘案すると、会計上、連結範囲に含まれないよね？っていうのを現段階で監査法人に敢えて確認しておくのが良いかもですね。</p> <p>会社法上でも、競業取引&利益相反取引には該当しないっという事で顧問弁護士確認 + 取締役会報告されると思いますので、こちらも上記の取引(オフィス利用)の可能性についても触れながら確認していくのが良いかと。</p> <p>あ、税務上では貴社と他社との取引になりますので、取引条件の妥当性には留意です。オフィスを利用する場合の賃料設定とかも必要っすね。</p> <p>上記全てクリアーしていればいけそうですが・・・とはいえ、将来資本取引が発生するとなると、その時になって疑われるリスクはありますねー。</p>

上記 Za 氏のアドバイスに「将来の資本取引の可能性」等とあることから、大西氏の Za 氏に対する相談も、将来的に I-ne が「新会社」を買収する可能性があることを前提とした相談であったものと認められる。

(ウ) 2020年10月21日、Xc 氏は、EC セールス部の Yb 氏との間で、Chatwork において、以下のとおり、やり取りした。

2020/10/21	
Xc 氏	<p>■定期ブランド施策 パターン①⇒Ya が形だけ代表で全業務を I-ne 外注、パターン②⇒Yb or Ye を代表に I-ne 外れてゴリゴリ動いてもらうパターン、パターン③⇒Yc を代表に BP 外れてゴリゴリ動いてもらうパターン、パターン④⇒Yd に任せてゴリゴリ動いてもらうパターン</p> <p>昨日の件やけど上記以外アイデアある？w</p> <p>(中略)</p> <p>どれが一番成功確率高いと思う？w</p>
Yb 氏	<p>むずいっすね w</p> <p>結局①がいいかもです！</p>

(I) 2020年11月2日、Xc 氏は、Xb 氏との間で、Chatwork において、以下のとおり、

やり取りした。

2020/11/2	
Xc 氏	別件やけど、Ya 社長にする件は本人打診しても大丈夫？
Xb 氏	あざます！ 了解、Ya 社長パターンって、Ya の業務ってどう変わる感じかな！？
Xc 氏	そこは、BD 業務そのままでもいいかなと思ってるねんけど、形的には INE は退社しないといけないから、外注扱いで今の BD 業務する感じ！
Xb 氏	了解、業務がそのままで大丈夫であれば、大丈夫です！

なお、ここで「BD」とはブランディングの略称とのことである。当時、Ya 氏は、I-ne において従業員としてブランディング業務（具体的には、コピーライティング等）を担当しており、ブランディング本部の本部長であった Xb 氏はその上司という立場であった。

同日、Xc 氏は、大西氏に対し、Chatwork において各種報告を行う中で、「新会社」の件に関して以下のように報告した。

2020/11/2	
Xc 氏	・別投資会社/Ya CEO ⇒各運営者の組織図を来週持ち込み

(オ) このように、2020 年 11 月上旬頃までの時点で、大西氏は、Xc 氏ら一部の経営幹部の関与を得ながら、Ya 氏を社長とし、自らが貸し付ける資金で運営する新会社を立ち上げる構想を進めていた。また、当該会社については、将来的に I-ne がこれを買収する可能性があることも念頭に置かれていた。

イ a ブランドの新会社への移管決定（2020 年 11 月中旬～下旬頃）

(7) 2020 年 11 月 13 日、a ブランドの開発をリードしていた Ye 氏（当時の ██████████ 部長。）は、Xc 氏との間の Chatwork において、以下のとおり、a ブランドを I-ne から新会社に移管することを前提に、そのことを同ブランドの立上げチームのメンバーに対して説明するための文案を提示した。

2020/11/13	
Ye 氏	ブランド譲渡の説明文たたきました。以下のような感じでいかがでしょうか。

	<p>ご確認のほどよろしくお願いたします。</p> <p>----</p> <p>【リキッドファンデーションの販売について】</p> <p>IPTOS 定期モデルとして開発を進めていただいていたリキッドファンデーションですが、現状の社内体制や化粧品通販の市場の状況を鑑みて、社員（詳細は後日お伝えします。）が独立して起業する新会社にブランド譲渡を行うことが、本ブランドにとって最善であると判断しました。</p> <p>▼ブランド譲渡理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬事基準緩和による訴求力の向上。 ・来期、サブスクリプション課のリソースを BOTANIST 定期に注力するため、ファンデーションのビジネススケールに十分なリソースを確保できない可能性がある。 ・よりコンパクトな組織でブランド運営することにより意思決定の迅速化を行いたい。 ・I-ne で長きにわたって頑張ってくれた社員を支援する意味も込めて。ブランドは譲渡いたしますが、皆様が愛情を込めて作り上げてくれたブランドなので、I-ne としては、D2C コンサルや広告等の面で、何かしら引き続きサポートできればと考えております。 <p>このタイミングでの販売元の変更となり、皆様にはご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
--	--

同月 16 日、Ye 氏は、a ブランドの立上げチームのメンバーであったブランディング部門の Yf 氏及び Yg 氏、商品開発部門の Yh 氏及び Yi 氏らに対し、a ブランドについて、現状の社内体制や化粧品通販の市場の状況に鑑みて、大西氏の知合いの新会社に譲渡し、当該新会社から発売するとの判断になった旨を伝えた。立上げチームのメンバーの一部はこの説明に十分納得しなかったため、翌日も、メンバーに対して改めて説明がなされた。

(イ) 2020 年 11 月下旬、Ye 氏は、a ブランドの立上げチームのメンバーとの間で、商品発売までの業務として、商品パッケージ・化粧箱デザイン、撮影、EC の TOP ページ（ブランドサイト）制作を、引き続き I-ne において行うことを確認した。

また、Ye 氏は、a ブランドの立上げチームのメンバーに対し、ブランド譲渡の対価の参考とするため、上記業務分担を前提に、ブランディング部門、商品開発部門

及び品質保証部門のそれぞれにおいて商品発売までに見込まれるコスト（既発生分を含む）を試算するよう依頼した。これに対し、各メンバーは、ブランディング部門のコストとして合計 400 万円、商品開発部門のコストとして合計 125 万円、品質保証部門のコストとして合計 65 万円という試算を報告した。なお、かかる検討はあったものの、この頃、実際に RH 社から I-ne に対してブランド譲渡の対価が支払われた形跡は見当たっていない。

ウ 「新会社」である RH 社の設立（2020 年 12 月～2021 年 1 月）

(7) 2020 年 12 月 1 日、Ya 氏は、Xc 氏に対し、Chatwork において、以下のようなメッセージを送信した。

2020/12/1	
Ya 氏	<p>12 月中旬に登記進める</p> <p>社長の個人資産 新会社に投資 年末の予定 退社の座組は年内</p> <p>今の仕事を継続パターン 別の仕事をやるパターン ↳アイエヌイーのテキスト部門 ↳コーポレートサイト ↳ボタジャーナル ↳各 SNS の美容垢を育てる ↳その他スポットの発注</p> <p>順序立てて退社 友人に以前から誘われてた ずっと Xb 部長に相談してた</p>

(イ) 同年 12 月 2 日、大西氏は、Xc 氏に対し、Chatwork において、以下のとおり、新会社に関するテレグラム¹²のグループ作成を依頼し、自らも新会社の企画やプロモ

¹² 秘匿性とセキュリティが非常に高いとされるメッセージアプリ。なお、後記第 3・5(2)のとおり、当委員会において確認することができたメッセージは、後述の Yj 氏が一度削除した後に再インストールしたアプリ上に残っていた一部のメッセージのみであり、同アプリによるやりとりの全容を確認できていない。

Xc 氏のほか、Ya 氏、I-ne の ████████ 部の部長であった Yj 氏、RH 社の業務委託先等のメンバーが参加していた。

(ウ) 同年 12 月 3 日、Ya 氏は、Xc 氏との間の Chatwork において、以下のとおり、新会社での「お給料」等について相談するメッセージを投稿した。

2020/12/3	
Ya 氏	<ul style="list-style-type: none">・懸念点⇒急な話すぎるが、チームのみんなに説明つくかどうか・社長が出資したことは公にはわからないのか⇒社名とかを検索した際などにバレたりしないのかなと (中略)・I-ne 株ってどうなりますか⇒よくわかっていませんが、いただいていた権利が消えたりしませんか (中略)・お給料⇒家のこともあるので手取り ████████ 万というのは生きていく最低限のライン⇒今と比べるとボーナスなどなくなると思うので毎月いただく額を調整したりできませんか⇒保険や年金などどうなりますか⇒会計処理など誰か担当してくれるのでしょうか

同年 12 月 4 日、Yj 氏は、Xc 氏との間の Chatwork において、新会社における Ya 氏の報酬、大西氏からの貸付額及び時期、M&A の時期等の検討内容又は検討状況を記載したと思われるメッセージを投稿した。

同年 12 月中旬、Xb 氏は、Ya 氏に対し、新会社の社名の候補を挙げるよう依頼し、Ya 氏が挙げた 3 つの候補について、Xc 氏及び Xb 氏が検討し、最終的に新会社の社名は「株式会社 Right Here」¹³とされた。Ye 氏は、この頃、a ブランドの立上げチームのメンバーに対し、同ブランドの発売元の社名が「株式会社 Right Here」となった旨を伝え、商品の容器にこれを表記するよう指示した。

(I) 同年 12 月 21 日、大西氏は、b 法律事務所に所属する公認会計士・税理士の Zb 氏に対し、I-ne の従業員が独立することになり、個人的に融資する予定であることを

¹³ 創業時の一部のメンバーの共通の趣味にちなみ社名が決定された。

説明し、その中で利益相反に該当する可能性があるか等につき相談した。Zb氏は、外部機関の指摘により本件疑義が判明した後に、本調査に先立ってI-neが実施した社内調査において、この相談に対して、概要、以下のアドバイスをを行った旨を書面回答している。

[2026年2月16日付Zb氏作成の書面(抜粋)]

- ① 貴社を退職し独立した従業員に貴社代表取締役社長大西洋平氏(以下「大西氏」といいます。)が融資すること自体は他にも事例もあり実施可能と思われる。但し、退職した従業員が上場企業の大株主・代表取締役である大西氏から資金を得て、貴社と競合する事業を行い、また、貴社が業務を受託する(貴社が大西氏が資金提供する競合他社を支援することになる)のであれば、競業・利益相反の問題があるため、貴社取締役会のほか、監査法人・証券会社にも報告・相談すべき。
- ② 代表者や貴社が株式を保有していないとして多額の融資があれば子会社や関連会社に該当する可能性がある。新会社は、あくまでも退職した従業員の会社として取り扱う、すなわち貴社の子会社又は関連会社としないのであれば、新会社は大西氏や貴社から独立して運営される必要があり、大西氏や貴社が新会社やその事業に関する意思決定をしてはならず、また、その意思決定に重要な影響を与えてもならず、全てをYa氏が決めること・大西氏は融資しているだけで意思決定に関与しないことが必要。この場合、大西氏は、新会社の株式は一切取得せず、役員や顧問など名称を問わず、新会社の経営に影響を与えうる立場への就任や契約の締結等は一切せず、純粋な金銭面での支援のみとすべき。
- ③ 業務委託契約では合理的な対価を請求すべき。
- ④ 新会社の事業が上手くいった場合には貴社がこれを買取することも可能ではあるが、債権者としての大西氏と貴社で利益が相反するため、取締役会では詳細な検討が必要。そのときになって初めて新会社と大西氏の関係が明らかになるよりも、予め新会社の事業内容や大西氏による資金提供について、貴社取締役会、監査法人・証券会社には説明しておいた方がよい。

大西氏は、本調査のインタビューにおいて、前記ア(イ)のZa氏のアドバイス及び上記Zb氏のアドバイスを受け、大西氏がYa氏の新会社に対して融資することについて、当該会社の事業に関する意思決定をしない限りは問題ないと認識したものの、会計上の連結子会社又は関連当事者に関する問題意識は持つに至らなかった、またRH社に関するアイデア等を出すこと自体は事業に関する意思決定には当たらず問題ないと考えていた旨述べている。

(オ) 同年12月25日、Ya氏を100%株主かつ代表取締役とする形で、RH社が設立さ

れた。

2021年1月15日、Ya氏は、I-neを退職した。Ya氏は、2019年5月7日付のI-ne臨時株主総会決議により発行された新株予約権（以下「本件SO」という。）を付与されていたところ、当該新株予約権発行要領において、新株予約権の行使期間が「2021年5月9日から2029年5月7日まで」、新株予約権の行使条件の1つとして「新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する」ことが定められていたことから、I-ne退職に伴い、本件SOを行使することができなくなった。

エ RH社設立及びaブランド移管の経緯についてのまとめ

以上によれば、大西氏は、2020年10月頃から、大西氏個人による貸付けという形で資金を拠出して新会社を立ち上げ、Ya氏を社長とし、その会社に、上場会社であり薬事法等の観点での審査基準も厳しいI-neでは扱いづらい商品や実施しづらい訴求方法等による事業を行わせ、事業が軌道に乗った場合にはI-neがその会社を買収する可能性もある、という構想を検討していた。その後のRH社の設立や、I-neからRH社へのaブランドの移管は、このような大西氏の構想に基づくものであり、大西氏の意向を強く受けた結果であったと認められる。

(3) RH社の事業運営の状況（2021年1月～2022年6月）

ア RH社の事業運営資金について

(7) 大西氏からYa氏への貸付け

RH社が設立から2022年6月のI-neに対するaブランド譲渡（後記(4)カ）までの間に事業のために調達した資金は、いずれも、大西氏がYa氏に対して貸し付け、Ya氏がRH社に対して貸し付けた資金であった。具体的には、大西氏は、2021年1月から2022年6月にかけて、Ya氏に以下のとおり累計4.82億円を貸し付け、Ya氏はそれをRH社に貸し付け、これらがRH社の運転資金に充てられた。

（単位：百万円）

日付	貸付金額	日付	返済金額
2021/1/28	10	2022/2/16	20
2021/3/29	10	2022/6/21	12
2021/4/7	20		
2021/4/20	20		
2021/4/27	50		
2021/6/24	100		

2021/8/26	100		
2021/10/28	20		
2021/12/29	50		
2022/1/28	20		
2022/4/27	70		
2022/5/30	12		
貸付額合計	482	返済額合計	32
2022年6月21日時点の貸付金残高 ¹⁴			450

大西氏から Ya 氏への貸付けは、多くの場合において、RH 社の資金繰り上の必要性が生じる都度、主に Xc 氏から大西氏に相談がなされ、実施されていた。かかる貸付けに際して、当初、金銭消費貸借契約書は作成されていなかった（金銭消費貸借契約書の作成経緯については後記(4)エ(7)のとおり）。

大西氏は、本調査のインタビュー及びその後同氏が提出したインタビューでの回答を補足する趣旨の説明書（2026年4月9日付「重要論点に関するご説明」と題する書面。以下「大西氏説明書」という。）において、Ya 氏への貸付金について、創業メンバーの独立への投資であり、最終的に事業が失敗し、回収できなくなることも想定しており、大西氏の資産規模から見ても、受入れ可能な損失の範囲であり、損をしてもやむを得ないと考えていた旨述べている。

(イ) 貸付けに関する大西氏の I-ne 取締役会に対する説明内容

2021年1月22日の I-ne 取締役会において、「大西洋平の元当社社員への個人融資の件」が報告事項とされ、取締役会資料を用いて以下のとおり報告がなされた。

大西洋平が元当社社員へ個人的な融資を行う件についてご報告いたします。
 本件は、元当社社員の独立に際し、大西洋平が個人的に融資をするものであるが、独立に関しては融資の条件等も含めて全く関与や制限をしておらず、今後もする予定はないことも合わせてご報告いたします。
 本報告については、利益相反取引等の可能性がないことを役員へ伝える趣旨で報告する次第です。

あわせて、大西氏は、I-ne に貢献してくれた元社員への応援として貸し付けるものであること、当該元社員が I-ne と同種の事業を営む可能性もあること、自身は経営に

¹⁴ 後述のとおり、この 2022 年 6 月 21 日時点の大西氏の貸付金債権 4.5 億円は、同日付で複数の第三者に譲渡された。

は一切関わらないこと等を説明した。他方で、大西氏は、I-ne が開発していたブランド (a ブランド) が当該元社員の会社 (RH 社) に移管されること、I-ne が業務委託として当該会社に関与すること、当該会社の事業が軌道に乗った場合に I-ne がこれを買収する可能性があること等については、説明しなかった。この点、大西氏は、本調査のインタビューにおいて、前記(2)ウ(エ)の Zb 氏への相談結果を踏まえ、I-ne と同種の事業を営む可能性がある会社に貸し付けることは説明する必要があるとは考えていたが、その会社に I-ne が開発していたブランドが移管されること等については説明の必要があるとは考えていなかった旨述べている。

(ウ) RH 社の資本金の払込みの状況

RH 社は 2020 年 12 月 25 日に Ya 氏を唯一の発起人として資本金 10 万円で設立されたが、Ya 氏が RH 社の口座開設時に 10 万円を払い込んだ形跡はない。Ya 氏も、本調査のインタビューにおいて、設立登記時に自身の口座において 10 万円以上の残高があることを示した記憶はあるものの、10 万円を実際に払い込んだ記憶はない旨述べている。

また、RH 社は、2021 年 3 月 29 日付で資本金の額を 10 万円から 1000 万円に増額したが、これについては、前記(ア)の表のとおり同日に大西氏から Ya 氏に対して 1000 万円の貸し付けがなされており、かつ同日に RH 社の口座に 1000 万円が入金されており、これをもって払込みとされたものと認められる。

イ RH 社の事業運営の体制について

(7) 業務委託契約の締結状況

RH 社は、その事業運営に関して、I-ne を始めとする複数の業務委託先との間で、主に以下のような業務委託契約を締結した。

委託先名称	契約書作成日付	委託業務
I-ne	2021/1/25	①サイトデザイン支援、②EC 運営支援、 ③その他上記に関連付帯する業務
c 社	2021/2/15	EC 商材に関する各種プロモーションに関する業務等
	2021/4/23	①販促支援に関するコンサルティング業務、 ②製造委託取引代行業務、③商品の保管及び 在庫管理に関する業務、④本商品を購入した 一般消費者への物流に関する業務、⑤本商品 に関するカスタマーサービスに関する業務、

		⑥ブランドサイト並びに本商品の同梱物等の制作に係る業務、⑦本商品の広告宣伝業務
Yk 氏	2021/3/17	ブランドマネジメント業務等
Yl 氏	2021/5/14	商品開発業務等
Yj 氏	2021/8/31	会計・経理・財務に関する業務等

Ya 氏は、本調査のインタビューにおいて、上記業務委託先のうち c 社について、I-ne のメンバーから提案を受けて起用した旨述べている。また、Yk 氏及び Yl 氏は、いずれも I-ne の元従業員である。Yj 氏は、2021 年 8 月 31 日より前から RH 社の会計・経理・財務に関する業務に携わっていたが、家庭の事情を理由に同日付で I-ne を退職したことに伴い、個人の立場でこれらの業務を継続するため、RH 社と業務委託契約を締結したものである。

(イ) 最初の商品発売（2021 年 6 月上旬）頃までの業務体制

前記(2)イのとおり、Ye 氏は、2020 年 11 月下旬の段階で、a ブランドの立上げチームのメンバーとの間で、商品発売までの業務として、商品パッケージ・化粧箱デザイン、撮影、EC の TOP ページ（ブランドサイト）制作を、引き続き I-ne において行うことを確認していた。現に、I-ne 内においては、2021 年 6 月上旬に RH 社が最初の商品が発売するまでの間、ブランディング部門、商品開発部門及び EC 部門のメンバーが、上記各業務に携わっていた。

また、Xc 氏及び Ye 氏は、2021 年 1 月 27 日、Chatwork において、RH 社の業務のうち Ya 氏に任せる業務について、以下のようなやり取りを行った。

2021/1/27	
Xc 氏	RH 系の仕事で Ya に任せたい内容を一度ピックアップしてくれないかな？思い切って任せていこうと思います！
Ye 氏	了解です！直近ですと以下ガッツリ巻き取ってもらえると助かります (bow) <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約関連(撮影会社、制作会社、s 社、c 社) ・ 撮影依頼書取りまとめ ・ 代理店、制作会社との窓口 ・ アンケート作成・実施(キャストティング、モニター使用感調査、専門家ピックアップ用)

Ya 氏は、2021 年 2 月頃以降、RH 社における契約関連業務、WEB 調査関連業務、

請求書確認といった業務を行っていたようであるが、これは上記のような Xc 氏らの差配によるものであったと認められる。

(ウ) 最初の商品発売（2021年6月上旬）以降の業務体制

RH 社において最初の商品発売を目前に控えた 2021 年 5 月 27 日、Xc 氏は、Ye 氏との間で、Chatwork において以下のようなやり取りを行った。

2021/5/27	
Xc 氏	<p>ファンデここまで持ってこれたのは Ye 君のコミットのお陰です！ありがとうございます！</p> <p>今からが勝負ですね！</p> <p>ファンデのブランドリーダーは Ye 君なんで軌道のるまでは引き続きコミットお願いします。</p> <p>あと、Yk や Ya の使い方はもっと上手いことガンガンやってくれて大丈夫です！Ye 君の工数削減と攻めの時間割けるように採用してるんで遠慮なく！</p>
Ye 氏	<p>ありがとうございます。もう少しうまくリソース活用できるような仕事どんどんふっていきようにいたします(bow)</p>

2021 年 7 月 14 日には、Xc 氏が、Ye 氏に対し、Chatwork において以下のようなメッセージを送信した。

2021/7/14	
Xc 氏	<p>■RH 担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブランドリーダー:Xc、Ye ・商品開発担当:Ys、Yl ・コンセプトシート担当:Ya、Yk ・銀行対応、PL 月次、請求書確認:Ya、Yj ・オンライン獲得広告ディレクション <p>※KPI は集客数+CPA</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフライン獲得広告ディレクション <p>※KPI は集客数+CPA</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LP ディレクション ・launch 後の LPO チューニング ・認知系広告ディレクション:

	<ul style="list-style-type: none"> ・ LP ディレクション ■ RH 予算 ・ 2022 年: ・ 2023 年: ・ 2024 年:
	後程の会議のアジェンダです！

実際にも、RH 社の事業運営は、Xc 氏及び Ye 氏を中心に、上記メッセージに挙げられたメンバーが中心となって行われていた（その他、I-ne の EC 部門の Yn 氏、ブランディング部門の Yo 氏らも RH 社関連の業務に従事していた。）。RH 社の資金繰りについては、Yj 氏が資金繰り表を作成し、Ye 氏との間ですり合わせを行っていた。

また、RH 社の代表印（丸印）については、Yj 氏が I-ne を退職した 2021 年 8 月頃までは Yj 氏が、それ以降は Ym 氏が I-ne 社内で保管していた。この点、2021 年 9 月 21 日、Ye 氏は、RH 社関連業務に携わる上記 I-ne の従業員、Ya 氏、並びに RH 社の業務委託先である Yl 氏及び Yk 氏が参加する Chatwork のグループチャットにおいて、以下のように投稿したことがあった。

2021/9/21	
Ye 氏	<p>【押印対応フロー】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Ya⇒Ye・Xc に内容の確認依頼をする 2. Ye・Xc⇒内容を確認する 3. Ya⇒2 の OK が出たら、このグループで Ym へ押印依頼をする 4. Ym⇒PDF を印刷し角印を押して PDF をとる 5. Ym⇒Ya 宛てこのグループに押印後の PDF をアップする 6. Ya⇒先方へ PDF を送付する

もっとも、実際に RH 社の押印について上記のようなフローが履践されていたかは不明である（少なくとも、Ym 氏が逐一 PDF を Chatwork にアップロードしてはいなかったようである。）。

なお、Ym 氏は、当時 I-ne において [REDACTED] を担当し、大西氏個人の印鑑等が保管されている社長室の金庫の暗証番号を把握しており、大西氏の指示でそれらを出し入れすることもあった。

(I) RH 社が I-ne に支払った業務委託料

RH 社が、後記(4)カの a ブランド譲渡までの間に、前記(7)の業務委託契約に基づい

て I-ne に対して支払った業務委託料は、以下のとおりである。

発生日	金額 (円)	摘要 (I-ne 側)
2021/05/31	2,000,000	同年 5 月業務委託収入 (サイトデザイン支援業務)
2021/08/16	792,000	同年 6 月業務受託収入売上
2021/08/16	720,000	同年 7 月業務受託収入売上
2021/08/16	684,000	同年 8 月業務受託収入売上
2021/09/07	720,000	同年 9 月業務受託収入売上
2021/10/31	756,000	同年 10 月業務受託収入売上
2021/11/30	720,000	同年 11 月業務受託収入売上
2021/12/31	720,000	同年 12 月業務受託収入売上
2022/01/31	648,000	同年 1 月業務受託収入売上
2022/02/28	648,000	同年 2 月業務受託収入売上
2022/03/31	792,000	同年 3 月業務受託収入売上
2022/04/30	720,000	同年 4 月業務受託収入売上
2022/05/31	684,000	同年 5 月業務受託収入売上

この点、Ya 氏は、本調査のインタビューにおいて、上記業務委託料の金額に関して、RH 社が商品を発売してから 2~3 か月目以降、売上が大きく伸びて I-ne 側の業務量も多くなっている中であって、月額 70 万円前後の業務委託料では少ないのではないかと強く思っていた旨述べている。

(オ) 大西氏の関与の状況

2021 年 1 月以降における、大西氏の RH 社への関与 (前記ア(ア)の貸付けを除く。)として、以下が挙げられる。

大西氏は、RH 社関連業務に携わる上記 I-ne の従業員、Ya 氏、並びに RH 社の業務委託先が参加するテレグラムのグループに、自らも参加していた。もともと、後記 5(2)イ(ア)のとおり、テレグラムのメッセージは削除されているものが多く、具体的なやり取りの全容を確認することはできない。

また、大西氏は、Xc 氏との間で、Chatwork において以下のようなやり取りを行っていたことが確認できる。

2021/3/20	
大西氏	ライヒー ¹⁵ メンバーのボーナス考えましょうか

¹⁵ 「ライヒー」は、大西氏らが用いていた RH 社 (Right Here) の略称である。

	これで売れたら 300 万あげるみたいな w
	500 万でも 1000 万でもいいけど
Xc 氏	ありがとうございます！ 考えてみます！
2021/4/8	
大西氏	5 分ぐらい電話可能ですか？ ライヒー高校生アルバイトの相談です。
2021/4/13	
大西氏	Yp さん ¹⁶ ライヒー Ye がやりにくいのかもですかね？
	来るかもわかりませんが
	実力やライヒー現状含めて必要であれば、僕からも働きかけますね
Xc 氏	いや、Yp さんと Ye 君は全然問題ないす！ 昨日 Yp さんと話して一度考えると言ってくれてました。 次の転職先が友達と少人数でやるみたいで、ライヒーやってくれたとしても兼任かもです。 社長からも一言いっていただけると確度あがると思いますので、お願い出来ますでしょうか？
2021/5/27	
大西氏	あとライヒーで攻めたページでやって [REDACTED] [REDACTED] INE に売ると売上下がっていくモデルになってしまいそうですがイメージありますか？
Xc 氏	その可能性はあると思うので薬事レベルの擦り合わせは必要だと思います。 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]。
大西氏	売上げで利益あげると最後無くなるってことですか？
Xc 氏	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]。 INE 売却後も伸ばし続けるかどうかは、相談させていただきたいです。

¹⁶ 退職予定となった EC セールス部の従業員である。

(4) a ブランドの買収経緯 (2021年5月～2022年7月)

ア I-ne による a ブランドの買収の検討

(7) 買収構想の具体化

前記(2)のとおり、RH 社の設立当初から、大西氏は、同社の事業が軌道に乗った場合には I-ne がその会社を買収する可能性もある、という構想を有していた。

前記(3)イ(ウ)のとおり、2021年5月27日、大西氏と Xc 氏のダイレクトチャットにおいて、RH 社のビジネスを I-ne に売却した場合の I-ne 側のシミュレーションについてやり取りがなされた。

2021年7月19日、Yj 氏は、当時 I-ne の経営管理本部長であった Yq 氏に対し、「RH のブランド売却キックオフ MTG」と題するチャットを送信した。同チャットには、「I-ne の中計的には・23年 売上高 50 億円を補填で見込んでいる・22年末売却で 23年 1月から I-ne 売上がたつといい」「売却スケジュール (24年1月～)・10 億円×3 ブランド=30 億円」等の記載があり、I-ne において、RH 社から a ブランドを買収することによる売上増加を中期経営計画に取り込むことが構想されていたことが認められる。

この点、大西氏は、本調査のインタビューにおいて、a ブランドの売上が月商 5000 万円を超えて伸びてきた頃に、Ya 氏から「一人でできる規模ではなくなるので真剣に売ることを考えないといけない」という話があり、M&A の話が具体化した旨述べている。もっとも、前記のとおり、2020年10月の構想段階から将来の I-ne による買収の可能性が念頭に置かれており、かつ 2021年7月時点では I-ne の中期経営計画に織り込むことが構想されていたことに照らすと、I-ne による買収が RH 社の事業拡大の結果として本格化してきた面があるにせよ、事業拡大によって初めて浮上したものとまではいえない。

(イ) シミュレーションの作成

2021年8月下旬頃から Xc 氏、Yq 氏の間で、I-ne による a ブランドの買収 (RH 社による a ブランドの売却) に関するシミュレーションが検討された。この頃に Yq 氏が Xc 氏から依頼を受けて作成したシミュレーションにおいては、「納税額最小シミュレーション (4.2 億円を最低限残すシミュレーション)」として、RH 社における「税金支払い後の手元キャッシュ残」が 4.2 億円となるようなシミュレーションが記載されている。また、同じエクセルファイルのシート内には、「・社長が投資した金額を回収できる水準で且つ I-ne からの持ち出しを抑える」、「・売却価格の算定は希望価格にあわせて税理士に算定ロジックを組んでもらうことが可能 ⇒つまり、売却したい価格で算出ができる」との記載があり、「2021年～2022年の投資金額 (予定額)」として 4.2 億円との記載がある。

なお、2021年9月1日、Yj氏¹⁷は、Yq氏に対し、上記のような試算をI-ne側で行うことについて、「I-neでRHの試算している事実が残ると、売却時に連結子会社と指摘される可能性が高くなる」旨の懸念を示していた。

イ バリュエーション及びデューデリジェンスの実施

(7) 買収価格の決定経緯

aブランドの売上高は、2021年6月の発売以降、2022年3月までの間、以下のよう
に推移していた。

(単位：百万円)

2021/6	2021/7	2021/8	2021/9	2021/10	2021/11	2021/12	2022/1	2022/2	2022/3
16.6	58.2	94.2	83.2	85.2	85.7	95.3	101.2	112.3	134.9

2022年3月16日、I-neの取締役会において、議長である大西氏から指示を受けたYq氏が、報告事項として「買収候補先に対する意向表明提出の件」を報告した¹⁸。同資料には、aブランドにつき、買収金額目安が15億円であること、譲受対象資産がブランドである（人員は含まない）こと、スケジュールは2022年6月末クロージング予定であり、意向表明書を3月末目途で提出する予定であること等が記載されていた。この15億円は、既存のファンデーション1商品の売上高マルチプルをベースに、当時
[REDACTED]部に所属していたYr氏が社内で簡易的に算定したものであった。

2022年4月20日の経営ディスカッション¹⁹においても、aブランドの買収に関する検討状況が報告された。同資料には、譲受価額15億円（デューデリジェンス（DD）の結果を踏まえ総合的に判断）、同月に意向表明書を提出済みであること、同月末にDD完了、5月に取締役会上程、6月末にクロージングの予定であること等が記載されていた。

2022年4月以降、Ye氏・Xc氏・Yq氏・Yr氏の4名で構成されるグループチャット「【M&A】裏[REDACTED]」において、バリュエーション資料の作成、事業計画の整理、DD関連の対応等、同年5月20日の取締役会への上程に向けた準備が進められた。この間、事業計画の策定やバリュエーションの前提条件の設定はいずれもI-ne側の上記メンバーが主導しており、売手であるRH社の代表取締役であるYa氏とI-neの間で買収価格について交渉が行われたことを示すコミュニケーション記録は確認さ

¹⁷ 前記(3)イ(7)のとおりYj氏は2021年8月31日付でI-neを退社しており（2024年[REDACTED]月[REDACTED]日付で再入社）、退社以降はRH社との間で業務委託契約を締結して同社の業務に引き続き従事していた。

¹⁸ この報告事項には、aブランドのほかに2件の買収候補案件の報告が含まれていた。

¹⁹ 取締役会の前後に取締役会の参加者らで取締役会のアジェンダ等についてディスカッションするために開催される会議。

れていない。

2022年4月29日、Yq氏は、上記グループチャットにおいて、「譲渡対価は18億円
をお願いします！新商品部分もバリュエーションに反映させ、3億増加させるという
背景で。」と送信した。以後、上記グループチャットのメンバーは、aブランドの譲渡
対価（I-ne側の取得対価）について、新商品の将来計画を加味して当初の15億円から
3億円増額した18億円とすることを前提に、準備を進めた。

その後、2022年5月18日付で、I-neがaブランドのバリュエーションを委託して
いたd社²⁰より、バリュエーション・レポートが提出された。同レポートによるaブ
ランドの事業価値の算定結果は、DCF法で18.4億円から24.9億円、マルチプル法で
13.0億円から25.3億円とされていた。

(イ) デューデリジェンス（DD）の範囲

I-neは、aブランドの買収に際して、財務・税務DD（d社）、法務DD（e法律事務
所）、知財DD（f法律事務所）、薬事DD及び品質DD（I-ne社内）等を実施した。

これらのDDの調査範囲は、いずれもaブランドの対象事業に係る資産・契約等に
限定されており、RH社の資金調達方法等を調査対象とするものではなかった。

すなわち、d社が作成した財務DDレポート（2022年5月23日付）には、RH社の
2022年3月末時点の貸借対照表が記載されており、同表には「長期借入金」として3
億7010万円が計上されていたが、当該借入金の借入先等の詳細は記載されていなか
った。また、法務DDを担当したe法律事務所が作成した調査報告書（2022年6月2
日付）の調査範囲も、「本ブランドに係る商標権及び本ブランドの運営上重要な契約」
に限定されていた。

ウ 1回目の取締役会における審議（2022年5月20日）

(7) 審議の経過及び監査等委員の指摘

2022年5月20日午前、I-neの定時取締役会に先立ち、監査等委員会が開催された。
同委員会においては、同日の取締役会の決議事項として上程が予定されていた「aブ
ランド譲渡契約締結の件」が協議事項として取り上げられ、Yq氏から、譲受価額及び
譲受対象資産を保有するRH社の代表取締役であるYa氏に対する大西氏の貸付金に
関する説明がなされた。これに対し、監査等委員であったXh氏から、aブランドの買
収が利益相反取引に該当する可能性があるとの指摘がなされ、同日の取締役会におい
て、今後の対応方針及びブランド譲渡に至る経緯の説明を求めることとされた。

同日、I-neの定時取締役会において、「aブランド譲渡契約締結の件」が決議事項と
して上程され、Yq氏が、資料に基づき、買収目的、対象ブランドの事業概要・中期計

20

画、DD 結果及びバリュエーション結果等を説明した。Yq 氏は、買収価格について、4 月の経営ディスカッションで報告した 15 億円から 18 億円に改定した旨、及びその理由は新商品の価値を反映したためである旨を説明した。

審議の中で、大西氏は、RH 社と自身との関係について、以下のように説明した。

「21 年の 1 月に、僕が、Ya は創業から会社を支えてくれていたメンバーなので、独立するというので、じゃあ、一部出資すると駄目なんで、お金を個人的に 3000 万くらい貸しますというのをやった会社です。お金を貸す時も、当時弁護士に相談して、僕が経営に関わらないなら問題はないということだったので、お金を貸しました。」

大西氏の上記説明を受けて、Xh 氏は、大西氏の Ya 氏への貸付金が、I-ne が RH 社に支払う買収代金を原資として Ya 氏から大西氏に支払われるという構造にあるのであれば、実質的に利益相反取引に該当し得る旨を指摘した。さらに、Xh 氏は、大西氏から Ya 氏への債権債務関係を取締役会決議前に解消すること、及びバリュエーションの公正性を担保するためのフェアネスオピニオン又は弁護士意見書を取得することが必要である旨を指摘した。これに対し、大西氏は、「3000 万円は多分、買収前に返してもらおうと思ったら別に返してもらえと思う」と回答した。Xh 氏は、債権債務を解消した上で改めて上程するよう求めた。

また、監査等委員であった Xj 氏は、Ya 氏が RH 社に対し 2022 年 3 月末時点で約 3.7 億円を貸し付けている点を指摘し、Ya 氏の資金の調達方法について質問した。これに対し、大西氏は「僕は 3000 万円しか出してないですけど、一応、出資者は数名いると思います」「僕は 1 名だけお金を出している人知ってますけど、他は知らないです。」と回答した。

以上のように、大西氏は、この取締役会において、自身が Ya 氏に対して貸し付けている金額が 3000 万円のみであり、自身以外にも Ya 氏に資金を拠出している者が複数名いるかのような説明をしていた。しかし、実際には、前記 (3) アのとおり、この時点における大西氏から Ya 氏に対する貸付金の累計額は約 4.7 億円に達しており、また Ya 氏に対して RH 社の運転資金を拠出していた者は大西氏以外にはいなかった。

このほか、同取締役会においては、買収価格 18 億円の前提となる事業計画及びバリュエーションの妥当性についても指摘・質疑がなされた。Xh 氏は、2022 年 4 月の経営ディスカッション時点で 15 億円とされていた買収価額が 3 億円上積みされた点について、当該増額分が未発売の新商品の価値を反映したものであることの妥当性について質問し、Xc 氏は、保守的な算定を行っている旨説明した。笹俣社外取締役（以下「笹俣氏」という。）からは、対象ブランドが発売から 1 年足らずであり、バリュエーションの前提となるリピート率等の KPI が短期間のデータに基づくものであること等を踏まえ、算定根拠について詳細な説明を求める指摘がなされ、Xj 氏も同旨の指摘を

行った。社外取締役であった Xi 氏は、投資回収可能性（ペイアウト）の説明が重要であるとの意見を述べた。これらの指摘を踏まえ、次回取締役会までに、執行側においてバリュエーションの前提の妥当性及び回収可能性に関する追加資料を準備することとされた。

(イ) 議案の取下げ

以上の議論を踏まえ、a ブランドの譲渡契約に係る議案は取り下げられ、監査等委員からの以下の指摘を踏まえ、6月の定時取締役会で再度上程されることとなった。

- ①大西氏から Ya 氏への貸付け（債権債務関係）の解消
- ②Ya 氏が RH 社に貸し付けている資金の出所の確認
- ③バリュエーションの妥当性・公正性の確認（セカンドオピニオン又は弁護士意見書の取得）

エ 2022年6月の取締役会に向けての対応（2022年5月～6月）

(7) 債権譲渡の実施及び金銭消費貸借契約書の作成

2022年5月20日の取締役会で議案が取り下げられた当日の夕方、Yq 氏は、取締役会で指摘された大西氏と Ya 氏との債権債務関係の解消方法について、Zb 氏にメール及び電話で相談した。同日、Yq 氏は、大西氏に対し、Chatwork で以下のメモを送信した。

2022/5/20	
Yq 氏	<ul style="list-style-type: none"> ■20220520_Zb 先生メモ ・大きい方針：腹のくくり方相談しましょう。（借入金の数値と他のパトロンの説明） ・回収リスク：最初の案で取締役会の議論を経て、18億円のバリュエーションについて、一気に話すのではなく、分割して支払うというのもどうか。とするなど。 ・その後の説明に対する対応をすべて、社外役員の弁護士先生と向き合うべき。どこまでしゃべるか、どこまでしゃべらないのか、不安感を払しょくするためのシナリオを依頼する弁護士と話す前にまとめておくべき ・知ったら言わないといけないという状態になる。不必要な疑念を抱かないように議論を誘導する必要がある。社外取りの意向も組んで必要がある ・役会一式資料送る。

その後、2022年5月24日頃までに、Yq氏とZb氏との間で、大西氏のYa氏に対する貸付債権を第三者に譲渡することにより、大西氏とYa氏との間の債権債務関係を解消する方針で進めることとなった。Zb氏（及び同事務所の弁護士）は、Yq氏の依頼を受け、①大西氏が債権の譲受先候補者に対して債権譲渡の概要を説明する文書（依頼文案）、②大西氏とYa氏との間の金銭消費貸借契約書（極度額5億円）及び③Ya氏からI-ne取締役会宛の上申書（買収対価が大西氏への支払いに充てられることはないこと等が記載されたもの）の案をそれぞれ作成した（一部についてはYq氏が原案を作成したものをZb氏が修正する形で作成された。）。

この点、上記①の依頼文案には、大西氏がYa氏に対して個人で融資している4.8億円²¹の債権を第三者に譲渡するものであること、債権の返済原資はI-neへのブランド譲渡代金であること、及び大西氏が融資している状態では利益相反取引としてブランド譲渡の障壁となる可能性があるため利益相反の解消を目的とするものであること、I-neがブランド買収を決議・実行することは確約できないことが記載されていた。

2022年5月31日、大西氏はXc氏に対し「3億ゲット！あと1.8億！」と送信し、同年6月2日には「4.8億完了」と送信しており、同日までに、大西氏において貸付債権全額の譲渡先が確保されたことがうかがわれる。現に、2022年6月21日付で、大西氏及びYa氏は、以下の各譲渡先との間で、債権譲渡契約書を締結した。

債権の譲渡先は、g社（元本1.7億円）、h社（元本1.9億円）、i社（元本6000万円）及びZc氏（元本3000万円）の4者であり、いずれも大西氏が自身の知人ないし知人が経営する会社の中から声を掛けて確保した譲渡先であった。Ya氏は、本調査のインタビューにおいて、これら4者との面識はない旨述べている。

なお、上記②の金銭消費貸借契約書に関しては、Zb氏が当初、極度額5億円の契約書を作成してYq氏に送付していた。しかし、2022年6月20日、Yq氏からZb氏に3000万円の金銭消費貸借契約書が送付された。Zb氏はこれに対し、銀行口座・入出金等の記録もみせるようにとの指示が社外取締役から（又は今後いずれかの第三者から）あった場合には当該貸付契約が事実と乖離していることになる旨、及び当初は3000万円という金額で契約していたと説明するのであれば、その後に極度額を増額させる変更契約を締結した等と説明する必要があるように思われる旨を、メールで送信した。これらのYq氏とZb氏との間のメールのやり取りには、大西氏もCCで含まれていた。その後、大西氏及びYa氏の印鑑が押捺された貸付額3000万円の金銭消費貸借契約書が作成され、Yq氏がそのPDFをChatworkにてXh氏に提示した。

（イ） 監査等委員に対する情報提供の状況

2022年6月6日、Yq氏は大西氏と電話で相談し、監査等委員から想定される質問

²¹ 実際到大西氏が2022年6月21日付で債権譲渡を行った対象債権の合計金額は、一部返済後の4.5億円であった。

に対する回答方針を整理した。Chatwork 上の同電話に関するメモには、債権債務関係の解消方法を問われた場合は「債権譲渡」と回答すること、譲渡先の詳細は「非開示」とすること、答えにくい質問に対しては「Ya さんと確認取れてないので、確認してから回答します」と回答すること等が記載されていた。

2022 年 6 月 9 日、Yq 氏は、Xh 氏との間で 2 回にわたり電話で協議した。Yq 氏が大西氏に対して Chatwork で送信したメモによれば、1 回目の電話において、Yq 氏は Xh 氏に対し、同月 21 日までに債権債務関係を解消する予定であること、弁護士の意見書は不要と考えていること等を伝え、Xh 氏は、少数株主を代表する社外取締役の立場から、大西氏が Ya 氏に貸し付けた際の条件（担保の有無、利率等）を確認したい旨を伝えたことがうかがわれる。同じく Yq 氏が大西氏に対して送信したメモによれば、2 回目の電話において、Xh 氏は、利益相反がないことの裏付けとして Ya 氏からの上申書を会社に提出することや、自身に借用書の写しを提出すること等を求めるとともに、バリュエーションの公正性については監査等委員が選定する業者からセカンドオピニオンを取得する必要がある旨を述べたことがうかがわれる。

2022 年 6 月 10 日、Xh 氏は、知人の公認会計士に a ブランドの取得価格に関するセカンドオピニオンを依頼するとともに、Yq 氏に対し大西氏から Ya 氏への貸付けに係る経緯説明資料（直近の監査等委員会において資料として投影されたもの。）の送付を求めた。同月 13 日、Yq 氏が Xh 氏に対し資料が見つからない旨回答したところ、Xh 氏は、先日の監査等委員会で投影した資料が見つからないというのは納得できないとして、融資に係る事実関係が不明確であれば取締役会で反対せざるを得ない旨を述べた。

2022 年 6 月 14 日、Yq 氏は、監査等委員 3 名（Xh 氏、Xj 氏及び堀川健氏）と面談した。Yq 氏は、この面談後、前記「【M&A】裏 [REDACTED]」のグループチャットにおいて、同年 6 月 22 日の取締役会での追加説明事項として、獲得件数・KPI の経年変化のデータ整理、IRR の試算、直近の月次 PL（第 4 四半期まで）の提供等を Ye 氏・Yr 氏に指示した。

2022 年 6 月 18 日、Xj 氏は、Chatwork において、Yq 氏に対し、Ya 氏の借入先について改めて質問した。これに対し、Yq 氏は「RH 社の社長の借り入れ先は先方様より非開示ということで、ご質問の件、お答えできずです」と回答した²²。

2022 年 6 月 20 日、Yq 氏は Xh 氏に対し、ダイレクトチャットを通じて、貸付額 3000 万円の金銭消費貸借契約書（2021 年 1 月 28 日付、双方押印なし）及び Ya 氏から I-**ne** 取締役会宛の上申書（2022 年 6 月 21 日付）を送付した。同上申書には、大西氏から

²² この点、Yq 氏は、本調査のインタビューにおいて、関係者を通じて Ya 氏に対し借入先の開示の可否を確認してもらったところ、「開示しなくて済むのであれば開示したくない」との意向であった旨述べている。これに対し、Ya 氏は、本調査のインタビューにおいて、そのような確認を受けた記憶はない旨述べている。

の融資に係る債権債務関係は2022年6月21日をもって解消されたこと等が記載されていたが、融資の金額や債権債務の解消方法は記載されていなかった。

2022年6月21日、Xh氏はYq氏に対し、上記金銭消費貸借契約書について捺印版の有無を確認するとともに、貸付けの実行からブランド譲渡に至るまでの時系列に沿った経緯説明の提出を求めた。Yq氏はこれに対し、経緯を整理した説明資料を送付した。この資料には、「売却に至った経緯」として、「21年12月～22年1月：Ya社長より、I-neXcにブランド売却の打診有り」等と記載されている。また、同日中に、Yq氏はXh氏に対し、Ya氏の捺印のみがなされた金銭消費貸借契約書（大西氏の捺印はないもの）を送付した。なお、これらの資料のうち、2022年6月22日の取締役会資料とされたのはYa氏の上申書のみであり、また債権譲渡契約書は、Xh氏にも取締役会にも提示されることはなかった。

2022年6月21日、Xh氏は、他の監査等委員に対し、公認会計士から取得した上記セカンドオピニオン（aブランドの事業価値算定書）の最終版を共有した。このセカンドオピニオンは、大要、d社のバリュエーション・レポートによる事業価値評価額について、合理性を欠く点は発見されず、むしろI-ne側に有利な算定になっている可能性があるとする内容であった。

2022年6月21日の夜、Yq氏は、大西氏に対し、社外役員との調整状況について以下のとおり報告した。

2022/6/21	
Yq氏	<p>●折り合いつきました。</p> <p>Yeさん 笹俣さん Xjさん ●Xhさん</p> <p>宿題： ブランド譲渡契約書の修正 大西さんとYaさん融資契約書（捺印済み） 経緯：追記 Done</p> <p>⇒明日の朝までに対応。融資契約書はYaさんの捺印のみを渡す（大西さんの印鑑は入手できず）</p>

また、同日、Yq氏は、大西氏に対し、上記のチャットに続けて、以下のように連絡した。

2022/6/21	
Yq 氏	<p>明日ですが、こちらの内容は当日覚えて頂ければと思います。Xh さんが突然振る可能性があります。その内容が Xh さん認識と違うことにならないようにです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額 3000 万円 ・1/28 貸付 ・利率 2.5% ・貸付期間 1 年⇒延長した ・現在は債権債務は無し

オ 2 回目の取締役会における審議の経過及び決議（2022 年 6 月 22 日）

2022 年 6 月 22 日、I-ne の定時取締役会において、「a ブランド譲渡契約締結の件」が第 2 号議案として再度上程された。Yq 氏は、各役員に対して事前に資料を説明済みであるとして詳細な説明を割愛し、ワーストケースシナリオの分析、LTV・KPI の内訳及びブランド譲渡契約の直前修正の 3 点についてのみ説明を行った。取締役会資料には、事業計画の前提となる KPI 及びその達成確度に関する資料、買収金額の回収計画及びワーストシナリオのシミュレーション等が添付されていた。

審議においては、笹俣氏から発売 1 年足らずのブランドの KPI を基に 10 年間の事業計画を策定することの難しさに関する質疑がなされるなど、主として事業計画の妥当性について議論がなされた。他方、大西氏と Ya 氏の間での債権債務関係の解消状況、貸付金額、資金の出所その他利益相反取引に関する事項についての議論は、特段なされなかった。また、Xh 氏からは、5 月の取締役会では重要な情報を当日になって知られる状況であったため、社内法務部門の関与の強化及びより適切かつ適時に情報開示を求める旨の指摘がなされた。

以上の審議を経て、議長である大西氏が決議を諮り、全員一致で原案どおり承認可決された。

カ a ブランド譲受の実行及び代金の支払（2022 年 6 月 23 日）

2022 年 6 月 23 日、I-ne から RH 社に対し、a ブランド譲渡代金 18 億円（税込 19.8 億円）の支払いがなされた。同日、Yj 氏は、Ya 氏に対し、RH 社から Ya 氏の個人口座を経由して債権譲渡先 4 者に元利金を送金する手順を指示した。同指示に基づき、Ya 氏は、RH 社から Ya 氏の個人口座を経由して、g 社、h 社、i 社及び Zc 氏の 4 者に対し、元利金合計約 4.59 億円を送金した。

キ a ブランド譲渡に伴うボーナスの支払いについて

2022 年 5 月 31 日、大西氏は、Xc 氏に対して、「バイアウト済んだらパーティーし

ましよう！ライヒーメンバー集めて！」、「みんなに金一封もしたいですし！」と述べ、aブランドのRH社からI-neへの売却が成功した場合、RH社関連業務に従事したメンバーに対して「金一封」を支給することを発案した。

そして、aブランドの売却完了後、大西氏は、Xc氏との間で、Chatwork及びLINEにより、以下のやり取りを行った（なお、大西氏は、2022年7月3日に、下記のうちChatworkのメッセージを削除した上で、LINEでのやり取りに移行している。）。

[Chatwork]

2022/7/2	
大西氏	ライヒーみんなにボーナス渡します？
	評価が難しいなど
	渡すなら現金ですが
2022/7/3	
Xc氏	メチャクチャ有難いです！皆モチベ上がると思います。 社長が全体金額決めていただければ、自分が評価つけて割り振る事も可能ですがいかがでしょうか？
大西氏	いくらにします？ライヒーから現金抜く感じなんで、使途不明金にはなるけど
	18億だから180万をみんなで割ります？少ない？
	1800だと多過ぎる気が
	360？

[LINE]

2022/7/3	
大西氏	LINEやりとりが良いですね
	ライヒー 18億やから180マンか360万ぐらいの予算ですかね ざっくり ライヒーから現金で抜いてって感じなのですが 使徒不明金ですが
Xc氏	なるほどです！ 付与する対象者が、 Ya、Ye、Yk、Ys君、Ylちゃん、Yjさん、 Ynの7名になるかなと思います。 平気で25万でも180万で足りるかなとは思いますが。勿論、評価で配分は

	分けますが！ 使途不明金の対応は明日に Yj さんと連携して、社長に報告の進め方でいかがでしょうか？
大西氏	ほな 180 万で！ Ya に普通に現金おろしてもらって、Ym に封筒で振り分けてもらってください！ Yj さんには共有だけお願いします
Xc 氏	了解しました！ 評価と金額振り分けたら一度共有致します！

[LINE]

2022/11/15	
Xc 氏	<p>社長お疲れ様です。</p> <p>j 社の口座がやっと開設できましたので、 以前話していたライヒメンバーのボーナスを Yj さんと連携して渡していきます。</p> <p>以前から時間が空いてしまったので一応のご連絡です。</p> <p>■ 180 万のボーナス振り分け</p> <p>Ye ■万 Yn ■万 Yl ■万 Ya ■万 Yk ■万 Ys ■万 Yj ■万 Yo ■万</p>
大西氏	ありがとうございます。
Xc 氏	こちらこそです！ 皆喜ぶと思います！！"

2023 年 1 月、Xc 氏は、RH 社の口座から引き出された 180 万円を、上記「180 万のボーナス振り分け」のとおり各メンバーに支払った。

このように、大西氏は、RH 社関連業務に従事したメンバーに対して、a ブランドの売却が成功したことに対するボーナスを支払うことを発案し、その意向を受けた Xc

氏がこれを実行したことが認められる。

この点について、大西氏及び Xc 氏は、Ya 氏から、a ブランドの運営及び売却に関して頑張ってくれたメンバーにボーナスを付与したいとの話があったために、その実行に至ったものであり、大西氏及び Xc 氏がボーナスの付与を決定したものではない旨述べ、Ya 氏も同旨を述べる。しかし、上記のとおり、大西氏が a ブランドの売却が完了する以前の時点で「みんなに金一封もしたい」と述べていたことや、Xc 氏がボーナスの支給先として Ya 氏を挙げていること、その他のメンバーについても大西氏及び Xc 氏が金額を決定して Xc 氏から支払ったこと等からすれば、このボーナスの支払いは、大西氏が主導したものであったと認められる。

ク 買収後における a ブランドの事業の状況

I-ne は、a ブランド取得時に商標権 18 億円を資産として計上した。もっとも、買収後、a ブランドの業績は、買収時の事業計画を下回る状況となった。

2024 年 2 月 9 日、I-ne は、a ブランドに係る商標権の一部について、将来の回収可能性を検討の上で 2023 年 12 月期において減損処理を行い、5.5 億円の減損損失を計上することとした旨を公表した。これにより、償却費による原価を加えて、減損後の簿価は 9.81 億円となった。

(5) j 社に関する事実経緯

ア I-ne から RH 社への k ブランドの移管に関する検討（2022 年 4 月頃～）

a ブランド譲渡の実行に先立つ 2022 年 4 月下旬頃から、RH 社関連業務に携わる I-ne の従業員、Ya 氏、及び RH 社の業務委託先が参加する「定期通販」と題するグループチャットにおいて、それまで I-ne で開発を進め、商標登録申請を行っていた白髪用ヘアケアブランド「k ブランド」について、RH 社から発売することを前提とするやり取りが行われるようになった。2022 年 6 月には、特許庁に対し、k ブランドの商標登録申請者を I-ne から RH 社に変更する旨の名義変更届出書が提出された。

もっとも、2022 年 5 月 9 日、Yq 氏は、大西氏に対し、Chatwork において、RH 社で a ブランドに続く「2 発目」のブランド開発を進めることについて、以下のように懸念を示していた。

2022/5/9	
Yq 氏	(相談事項) ①以前ご相談させて頂いた RH 社のブランド譲受ですが(上記チャット)、2 件目以降の対応を相談したいと思います 1 件目は 6 月末 Done で進めておりますが、2 発目のブランド開発が進ん

	<p>でおり、私の中だけの懸念ですが、これを継続することの注意点を相談したい次第です。</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券など懸念を考えない場合。ブランドの譲受だけでなくパートナーシップを組むという話に。2 発目はぶつ切りができない、もっかい戻って来いよと言う話をするのが通常。経営会議なのでそういう話になったが、Ya 社長が独立したいということで、なくなった。取締役会で意見が出るはず ・社長のお金の話はなくなる⇒シーズを創る会社で、本来的には I-ne だけでなくほかの会社にも相みつを取りに行くという形を取るというのが良い。作ったら売るというビジネスモデル。フェアに交渉した結果で買うということに。 ・2 発目は FA つけて、他の会社にもベットさせるのが当然という話。 ・調べられる場合を想定すべし。金融庁や国税庁が RH に質問「なぜ高額 の提案があるのに I-ne に売ったんですか？」というの有り得る。 ・次の会社を作ったとしても。さかのぼって見られる。貸付して会社創ってのところ。 ・Ya 社長が独立したい、それをサポートしたいというのがブレずに。Ya 社長次第にしないと難しい ・他で同じことやっていけば良いのだが、RH だけのスキームの場合は難しい。目立つと粉飾疑惑（会計操作とか思われると難しい） <p>-----</p>
--	---

その後、k ブランドについては、RH 社からではなく、新たに設立される会社から発売されることとなった。2022 年 7 月 15 日には、上記「定期通販」のグループチャットにおいて、同日の定例会議の議事メモとして、以下のように投稿されている。

2022/7/15	
Y1 氏	<p>▼RH の今後 【今後 RH で発売予定だったブランド】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・k ブランド ・クリニックスキンケア ・Xe さんの角栓除去のスキンケアブランド <p>RH は一旦休眠</p> <p>★新しい会社を立ち上げて、この会社から上記 3 事業を実施予定</p>

	新しい会社と I-ne が、一定の売上数字までいったら I-ne がブランドを買収する契約を再度結ぶ予定
--	--

イ j 社の設立（～2022 年 8 月）

2022 年 7 月 20 日、Xc 氏は、Ya 氏との間で、Chatwork において以下のやり取りを行った。

2022/7/20	
Xc 氏	新会社設立 GO でたので、Yj さんと連携して早急に立ち上げ進めてください！
Ya 氏	了解しました！！！！
Xc 氏	宜しく！結構急ぎで進めていきたいく不明点あればガンガン連絡ください！

2022 年 8 月 18 日、Ya 氏を唯一の株主かつ代表取締役とする j 社が設立された。同年 8 月 25 日には、前記「定期通販」のグループチャットにおいて、同日の定例会議の議事メモとして、以下のように投稿されている。

2022/8/26	
Y1 氏	<p>▼k ブランド発売準備進捗報告 (中略)</p> <p>j 社の amazon について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ RH の amazon の店舗名のみ変える →j 社と RightHere との関係があることが第 3 者がわかってしまう。 ・新しく j 社で開く ★どの方法にするかリスクなど考えて検討 (Ya さん・Ye さん) <p>・雑誌掲載 複数雑誌掲載、10 月か 11 月に。リンクなし。社名は j 社？</p> <p>→j 社で OK</p>

このように、j 社は、k ブランドの発売元となる前記アの新会社として設立されたものである。

ウ I-ne から j 社への k ブランドの譲渡（2022 年 9 月）

2022 年 9 月 16 日、I-ne の取締役会において、k ブランドを j 社に 400 万円（税別）

で譲渡するブランド譲渡契約書を締結することが決議された。この譲渡契約書には、一定の場合に I-ne が対象ブランド及びブランド関連資産を j 社から取得できる権利（コール・オプション）が盛り込まれていた。同取締役会において、譲渡を行う背景として、以下の各点が説明された。

- ①k ブランドは、2021 年 8 月に定期ヘアケア商品の企画検討を開始し、処方、商品パッケージ等の整理を経るなど、当社内で開発を進めていたこと
- ②2022 年 7 月に、会社方針でスキンケア 7 件の開発の優先度が高まったこと、定期ブランドによる初期投資金額の兼ね合い、来年以降の PL 積み上げを考慮して、k ブランドの優先度が見直され、発売保留となったこと
- ③Ya 氏が設立した j 社より、同ブランドを譲り受けたい要望を受け、譲渡を検討したこと
- ④中期事業計画の達成確度を上げる為、同ブランドが将来一定規模の売上・利益水準に成長した段階で I-ne が再取得できるようにコール・オプション付きのブランド譲渡契約を締結し、j 社に譲渡すること

上記コール・オプションは、j 社が、(A) j 社の事業計画等において定める k ブランドに関する業績評価指標のすべてを達成した場合、又は (B) k ブランドに関する事業を廃止することを決定した場合に、I-ne が対象ブランド及びブランド関連資産を j 社から取得できるとする内容であった。

上記取締役会決議を経て、I-ne 及び j 社は、2022 年 9 月 30 日付で、k ブランドに係るブランド譲渡契約を締結した。

エ j 社の事業運営の状況（2022 年 10 月頃～）

(7) j 社の事業運営資金について

2022 年 11 月から 2023 年 2 月にかけて、RH 社の口座から Ya 氏の口座に 5.75 億円が送金された。そして、2022 年 11 月から 2026 年 1 月にかけて、Ya 氏の口座から j 社の口座に、貸付金として累計約 1.26 億円が送金され、j 社の運転資金に充てられた。

なお、j 社は 2022 年 8 月 18 日に資本金 100 万円で設立されたが、同社の銀行口座が開設されたのは、2022 年 11 月に上記 Ya 氏からの貸付金が入金された時点であり、それ以前に資本金が払い込まれた形跡はない。

また、j 社が、上記 RH 社の資金を原資とする貸付金以外に、事業のために外部から資金を調達した形跡はない。

(イ) j 社の事業運営体制について

j 社は、RH 社と同様、I-ne 及び I-ne の元従業員である業務委託先との間で業務委託契約を締結し、RH 社と同様のメンバーを中心にその事業が運営されていた。

また、2022 年 10 月から 11 月にかけて、j 社が開設する事務所の備品等の準備に関

して、Ya 氏、Xc 氏、Ye 氏及び Yj 氏をメンバーとする Chatwork において、以下のやり取りがなされている。

2022/10/14	
Ya 氏	<p>オフィスコムさんから再見積もり届きました。</p> <p>今回は合計で 80 万ほどの見積もりですが、ブラインド工事は別途（約 14 万ほど）になっているので、合計で 90 万超といったところになります。カットいただいた内容などは上記で、チェア変更などでもう少しカットも可能だとか。</p> <p>ひとまずご確認お願いいたします(bow)</p> <p>(中略)</p>
2022/11/2	
Ya 氏	<p>時間かかってしまいましたが j 社の事務所備品および工事関連、Ye さんと話しましてオフィスコム見積もりの 3 点（備品・電気工事・ブラインド工事）をベースに、</p> <p>(中略)</p> <p>合計：¥1,205,900</p> <p>(中略)</p> <p>こちらの内容で OK であれば、先方と連携とって進めてまいります。ご確認のほど、何卒宜しくお願い致します。</p>
Xc 氏	了解です！Yj さんと社長の決裁とってください！自分は大丈夫です！
2022/11/7	
Ya 氏	社長 OK いただいたので適宜進めていきます
2022/11/24	
Ya 氏	<p>オフィス関連の家具や工事などは進めてまして、今月末～来月にかけて諸々済ませていく予定です。あと応接スペースの家具が残っている感じですね。</p> <p>それと複合機リースの提案、最短が 3 年縛りらしく月 2 万円程度になります。</p> <p>こちらも含めて進める感じで良いでしょうか？</p>
Xc 氏	複合機いる？
Ye 氏	勿体無いので、もし利用増えたら導入検討する感じにしましょか。
Ya 氏	<p>複合機とりあえずやめときましょか苦笑</p> <p>隣にコンビニありますし、必要なものくらいはそちらで出す感じで良さそうですね。</p>

Xc 氏	うん！必要性感じるまではいらなかな！
Ya 氏	了解しました！

上記やり取りによれば、Xc 氏は、Ya 氏に対し、j 社における約 120 万円の備品及び工事の発注について、大西氏の「決裁」をとるよう指示し、Ya 氏は、大西氏の下承を得た上でその発注を進めていた。

オ I-ne による k ブランドの買戻しの検討（2023 年 2 月頃～）

2023 年 2 月から 3 月にかけて、I-ne は、同年 1 月 30 日に行われた監査法人による Ya 氏へのインタビュー（後記(7)ア）を踏まえ、j 社と I-ne との関係を整理するため、監査法人と協議を行った。かかる監査法人との協議を経る中で、I-ne は、j 社との間で前記エの業務委託契約等に基づく密接な関係性を継続する場合には、監査法人から、j 社を連結の範囲に含めるべきとの指摘を受ける可能性が高いと認識するに至った。

これを受けて、Xc 氏、Yq 氏及び Yj 氏の間で、以下のように、j 社の事業を停止する方向で検討が行われた。

[Xc 氏と Yq 氏の Chatwork]

2023/03/16	
Xc 氏	j 社の社長との MTG ですが事前に MTG してリスク踏まえて事業として OKNG 決めたいのですがいかがでしょうか？
Yq 氏	社長との MTG は、Ya さんどうするかがメインになると思いますが、違和感なく OK です！ 22 日しか予定とれないので、22 日で 30 分くらい調整可能な時間帯ありますでしょうか？
Xc 氏	Ya どうするかもあるんですが、6 億どうするかの議論も進めといてと先日言われました！
Yq 氏	・アジェンダ以下で整理します。 ①j 社残課題（k ブランド停止⇒j 社機能の整理⇒監査法人説明） ②6 億円の活用方法（今年×・来年活用手法ブレスト・I-ne では使わない） ③Ya 氏への提案ディスカッション（今年／来年の役割・条件提示）⇒j 社の方針とも連動 ④j 社で実施予定だった D2C ブランド量産方針（I-ne 内・100%子会社・49%以下関連会社・持分法以下のファンド活用）
Xc 氏	了解っす！③は誰が決める感じでしたか？
Yq 氏	③は、私の想像では、大西社長×Yj さんで決めるイメージです。

	ただその手前で、社長×Xcさん&Yqとのj社の方針（6億円やj社をどうするか）が決まってから⇒Ya氏へ という感じかなと想像してます！
	「飯を食わさないといけない」ということがあると思っています

[Yj氏とYq氏のLINE]

2023/3/29	
Yj氏	j社閉めること、社長に連絡してるけど、まだ返信なくて。 まだ何も動かなくていい？ 今日j社事務所で月次も決算の作業するから、Yaに合う。 何も知らないテイで行くつもり。
Yq氏	まだ動かないでok Yaさんへの伝え内容も、検討中
Yj氏	では■■■■（委員会注：金融機関名）の個人の5億3千万はまだ動かさんときます。

[Xc氏とYq氏のChatwork]

2023/4/21	
Xc氏	座組の話はまだ進捗ないすよね？そろそろYaに伝えないとと思いまして
Yq氏	座組はまだなのですが、Yaさんの件は ・j社止める。kブランドは5月見てみての判断 ・5億円は一端ホールド。監査法人切り替えなど座組の進捗検討で方針を決めていく。 ・Yaさんの業務委託は、監査法人への説明が必要だが、可能。 という形です。
Xc氏	どちらにしても、j社継続はないのでYaには仕事与える必要あるかなと感じますが、業務委託がややこしいならine外の業務になりますか？
Yq氏	以前社長と話をしたのですが、確か、I-neでの業務委託で考える、という感じだっと思います。監査法人への説明は必要だが、出来ないことはない、ということで。一度説明してしまえばDoneですし、正直監査法人が気にするものでもないし、ということで。 そのため、何をやってもらうか。を考えることになるかなと思いました！
Xc氏	了解す。社長からYaの今後に関して連絡ありまして、自分の方で業務内容考えるで宜しいですか？いつからが契約スタートが好ましいなどあり

	ますか？
Yq 氏	ありがとうございます。かしこまりました。6 月末には j 社事業自体は止めたいと思っていますので、7 月契約開始が綺麗だと思います。それが 8 月になっても大丈夫ではあります。

そして、I-ne は、j 社において販売されていた k ブランドについては、これを同社から買い戻す方向で検討した。

2023 年 6 月 21 日、I-ne の取締役会において、k ブランドを j 社から 400 万円で買い戻す予定であることが報告された。この取締役会の資料には、j 社側が k ブランドを売却する背景として、以下のように説明されている。

- ・ j 社が今後ブランドを維持・発展させていくには、I-ne や代理店など外部パートナーとの取引量を拡大させていく必要がある状態である。
- ・ そのような中、I-ne の方針として、自社ブランドへのリソースを集中させていくため、j 社との今後の関わりを減少させていく方針であり、その旨を 2023 年 3 月に j 社に説明した。その際に、j 社としては、外部パートナーとの継続的な関わりが確保できない可能性がある状態での継続的なブランド投資をしていくことのリスクを考え、k ブランドの運営をやめるとのことで、j 社より売却の提案を受けた。
- ・ I-ne としては、すでに発売開始しているブランドであり、定期ブランドの社内経験値を高めていきたい目的から、I-ne と j 社の間で締結しているブランド譲渡契約のコール・オプションを活用し、売却金額と同額の 400 万円（税別）での買い戻しを行うものである。

もっとも、同年 7 月 21 日、I-ne の取締役会において、6 月の取締役会以降における k ブランドの実績 KPI が悪かったため、買戻しを見送ったことが報告された。

カ j 社の事業停止

前記オのとおり、j 社は事業を停止する方針となったことを受け、2023 年 7 月頃から、事業停止に向けた手続が進められた。

2023 年 7 月 12 日、Yj 氏は、Xc 氏、Yq 氏及び Ya 氏が参加するグループチャットにおいて、以下のとおり投稿した。

2023/7/12	
Yj 氏	下記を社長へ送ります。議事録代わりに張り付けておきます。 (中略)

	<p>②ライヒーと j 社と Ya さんの今後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ k ブランドの在庫消化まで j 社で販売し、在庫がなくなったら終売。 <p>→3000 個追加発注しているので、これをさばく先は Xc さんから Ya さんへ伝授</p> <p>(中略)</p> <p>→在庫をさばくお手伝いの期間は在庫消化コンサルとして業務委託料 10 万円で j 社から I-ne へ支払う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Ya さんは 10/1 付け I-ne から個人的に業務委託を受けて、個人として I-ne の外注となる。 <p>→今後の確定申告などは Yj 補助する</p>
--	--

2023 年 10 月 4 日には、Xc 氏から大西氏に対し、LINE で、以下のような進捗報告がなされた。

2023/10/04	
Xc 氏	<p>改めて各担当から連絡あると思いますが、諸々の進捗の共有です。</p> <p>(中略)</p> <p>■j 社/RH</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年内中に k ブランドクローズ準備中 ・ 会社自体のクローズは Yq さんから社長に相談する予定 ・ Ya は年内は給与発生して年末で退職。

その後、実際に j 社においては事業停止に向けた業務が進められ、2024 年 2 月には、k ブランドの商標権を I-ne の子会社である株式会社 Endeavour に 13 万 9200 円（税別）で譲渡した。

j 社が稼働していた当時においては、j 社から Ya 氏に対して毎月定額の役員報酬が支払われていたが、遅くとも 2024 年 4 月以降は、かかる定額の役員報酬は支払われていない。

キ j 社の資金の管理状況等

(7) 本件 SO の補填分が j 社の資金から支払われたこと

前記 3(2)のとおり、Ya 氏は、2021 年 1 月に I-ne を退職したことに伴い、同氏が保有していた本件 SO を行使することができなくなった。

2023 年 10 月、Ya 氏、Yj 氏及び Xc 氏は、Chatwork において、Ya 氏に対して本件 SO の価値に相当する金額を補填することについて、大西氏の個人資産から支払う場

合と j 社の役員報酬として支払う場合とでどちらが税務上有利であるか等の検討を行った。

2024 年 1 月、Yj 氏と Xc 氏との Chatwork において以下のとおりやり取りがなされ、大西氏の承認のもと、j 社の役員報酬から支払われた。

2024/1/24	
Yj 氏	Ya の新株予約権分を役員報酬として j 社から払う件の試算、下記でいかがでしょうか。 ここ最近株価が低迷していますが、2023 年の上期は株価が好調でした。税務調査での貢献度も鑑み、下記ロジックで株価を算出しております。 (略)
	(中略)
	Yq さんにも確認しました。 ・報酬金額 3,033 円 (A) × 2000 株 (B) = 6,066,000 円 (C) 上記で確定になりました。 社長へのご説明は Xc さんをお願いしてもよろしいでしょうか。
2024/1/25	
Xc 氏	社長に上記価格で ok もらいましたー
	本人は今月希望ですか？
Yj 氏	ご本人、今月希望です。 私も、j 社を締める準備もしたいので、Ya の SO は早めに片付けたい希望です。
2024/05/07	
Xc 氏	SO は支払い済みですか？
Yj 氏	1 月末に支払済みです

(イ) Ya 氏の稼働分に応じた報酬の決定・支払い

2024 年 1 月、Xc 氏と Yj 氏との Chatwork において、以下のやり取りがなされており、その後、実際に j 社の口座から Ya 氏に対して、2024 年 1 月から 3 月まで月 5 万円ずつ（合計 15 万円）の支払いがなされた。

2024/1/29	
Yj 氏	Ya から別途、1 月 RH と j 社のために稼働している分の下記、精算できないか、相談がいくと思います。 今後は減っていくとおもうけど、しばらくは稼働があるかもです。

	<p>特に3月の決算までは稼働増えると思います。</p> <p>I-ne 総会出席：8H</p> <p>経理関連（プリントアウトなど外出含む）：約10H</p> <p>各種契約関連（同上）：約10H</p> <p>kブランド在庫処理、返品関連（同上）：約10H</p> <p>その他メールやチャット、電話、郵便物の対応など：約5H</p> <p>=====</p> <p>合計：約43H</p> <p>今の役員報酬 320,000円 / 160H(月間の時間数) = 2,000円 / H</p> <p>上記を元に計算すると時給なら</p> <p>2,000円 × 43H = 86,000円 です。</p> <p>定額にするか、時間数で払うか、いずれにしても支払はした方がいい気がしています。</p> <p>総会分 I-ne から払ってもらってると思っていました。</p>
2024/01/30	
Xc 氏	Ya 三か月 15万で ok す！

上記のやり取りによれば、Ya氏は、j社の役員報酬を、自らの差配によって決定し得る立場になかったものと認められる。

(6) aブランド譲渡代金の残部の取扱い及びYa氏の処遇

ア aブランド譲渡代金の残部の活用方法の検討

前記(4)カのとおり、2022年6月、I-neからRH社に対し、aブランドの譲渡代金として19.8億円(税込)が支払われた。RH社が得た当該譲渡代金は、Ya氏に対する借入金返済(ひいてはYa氏から前記(4)エ(ア)の債権譲渡先への借入金返済)、税金の支払い、業務委託先への支払い、新たに設立されたj社(前記(5))の運転資金(Ya氏への貸付け)等に充てられたが(詳細は後記(8)のRH社がaブランド譲渡で得た資金についての整理参照)、2023年2月下旬の時点で、RH社及びYa氏の口座に、上記譲渡代金を原資とする資金が約5.4億円ある状態であった。この資金は、以後のj社の運転資金に充てられることが想定されていたようであるが、前記(5)オのとおり、j社は事業を停止する方向で検討することになり、その場合には上記資金の活用方法が白紙となる状況にあった。

前記(5)オにおいても引用したとおり、2023年3月16日、Xc氏及びYq氏は、Chatworkのやり取りにおいて、大西氏からの要請を受けて、RH社の資金の活用方法についての検討を行っていた。同日、Xc氏及びYq氏は、大西氏とのミーティングのアジェンダに関して、以下のようなやり取りを行った。

2023/03/16	
Yq 氏	<ul style="list-style-type: none"> ・アジェンダ以下で整理します。 ①j 社残課題 (k ブランド停止⇒j 社機能の整理⇒監査法人説明) ②6 億円の活用方法 (今年×・来年活用手法ブレスト・I-ne では使わない) ③Ya 氏への提案ディスカッション (今年／来年の役割・条件提示) ⇒j 社の方針とも連動 ④j 社で実施予定だった D2C ブランド量産方針 (I-ne 内・100%子会社・49%以下関連会社・持分法以下のファンド活用)
Xc 氏	了解っす！③は誰が決める感じでしたか？
Yq 氏	<p>③は、私の想像では、大西社長×Yj さんで決めるイメージです。ただその手前で、社長×Xc さん&Yq との j 社の方針 (6 億円や j 社をどうするか) が決まってから⇒Ya 氏へという感じかなと想像してます！</p> <p>「飯を食わさないといけない」ということがあると思っています</p>
Xc 氏	了解っす！ (略)

このやり取りによれば、RH 社の資金の活用方法等については、大西氏が Xc 氏及び Yq 氏と協議して決定することが予定されていたものと認められる (「社長×Xc さん&Yq との j 社の方針 (6 億円や j 社をどうするか) が決まってから」等)。

イ Ya 氏の処遇の検討

(7) 前記アのとおり、j 社が事業停止の方向に進む中で、2023 年 3 月 16 日、Yq 氏は、Xc 氏との間のやり取りにおいて、Ya 氏の処遇に関して「『飯を食わさないといけない』ということがあると思っています」等と述べていた。

また、これも前記アで述べたとおり、2023 年 4 月 21 日、Xc 氏及び Yq 氏は、Ya 氏の処遇等について、「j 社継続はないので Ya には仕事与える必要あるかなと感じます」、「以前社長と話をしたのですが、確か、I-ne での業務委託で考える、という感じだっと思います。」、「社長から Ya の今後に関して連絡ありまして、自分の方で業務内容考えるで宜しいですか？」等のやり取りを行った。

これらのやり取りによれば、j 社が事業を停止して Ya 氏の仕事がなくなった場合における Ya 氏の処遇について、大西氏、Xc 氏及び Yq 氏が検討し、Ya 氏に提示することが予定されていたものと認められる。

(イ) 結局、Ya氏は、RH社の資金について、自らがRH社の唯一の株主かつ代表取締役として自由に処分し得る資産であるという認識が乏しく、Xc氏及びYq氏においても、大西氏からその用途について指図があれば、Ya氏はそれに従うであろうことを前提に行動していたものと認められる。この点、Ya氏自身も、本調査のインタビューにおいて、aブランドの売却によりRH社が得た資金について、その原資は大西氏からの貸付金であったことや、I-neのメンバーらの大きな寄与によって形成された資産であるから、自分が自由にできる資金であるという感覚が薄かった旨述べている。

ウ Ya氏の経済状況

2024年9月25日、Xc氏及びYa氏は、LINEのメッセージにおいて、Ya氏の仕事や収入の状況に関して、以下のやり取りを行った。

2024/9/25	
Ya氏	[Redacted]
Xc氏	[Redacted]
Ya氏	[Redacted]

当時、RH社の口座の残高は4.5億円以上残っており、仮にYa氏がRH社の唯一の株主かつ代表取締役としてこの資金を自由に処分し得るという認識であれば、Xc氏がYa氏の収入を心配するような状況にはなかった。上記のやり取りは、Ya氏及びXc氏がそのような認識を有していなかったことを裏付けるものである。

エ アート取引・飲食店取引に関する事実経緯

2025年5月頃、Ya氏は、大西氏の紹介により、1社の代表取締役であるZd氏と面談した。1社は、富裕層向けのウェルスマネジメント事業等を営んでおり、大西氏の資産管理を受託している会社である。

2025年7月、RH社は、商号をn社に変更するとともに、代表取締役をYa氏からZd氏に変更し、また本店所在地を1社と同じ住所（東京都内）に移転した。

n 社は、2025 年 8 月以降、概要以下のようなアート作品のセールスアンドリースバック取引（以下「アート取引」という。）及び飲食店の内装設備に関する取引（以下「飲食店取引」という。）を行った。

[アート取引]

- ・2025 年 8 月 12 日、大西氏の資産管理会社である m 社は、1 社の子会社である o 社に対して、m 社が保有する複数のアート作品を、1 億 9760 万 1399 円（税込）で譲渡した。
- ・同日、o 社は、n 社に対して、上記アート作品を 2 億 56 万 5420 円（税込）で譲渡した。
- ・同日、n 社は、m 社に対して、上記アートを月額賃料 67 万円（税込）で賃貸した。

[飲食店取引]

- ・n 社は、2025 年 8 月から同年 12 月にかけて、飲食店を経営する p 社の新店舗に設置される家具、食器等の内装設備を約 2 億円で購入し、p 社に対し、これらの内装設備を賃貸した。賃料は、2025 年 10 月から同年 12 月までの間が月額 30 万円（税別）、2026 年 1 月 1 日以降が月額 220 万円（税別）とされた。
- ・大西氏は、p 社を個人的に支援しており、当初、上記新店舗の内装設備について、m 社で購入することも検討していた。また、p 社の上記新店舗は、m 社が一棟借りしている建物の一部を p 社に転貸したものである。

Ya 氏及び Zd 氏は、本調査のインタビューにおいて、上記のような取引を行うこととなった経緯について、以下のように述べている。

- ・Ya 氏が、Zd 氏との上記面談において、1 社に対して RH 社の資金の運用を委託することを希望した。
- ・その際、Ya 氏は、1 社に対し、運用方法に関する要望として、①一定の安定した利回り（数％程度）確保する案件に投資して欲しいこと、②大西氏及び I-ne の RH 社への貢献を踏まえ、大西氏に恩返しをしたいと考えており、できれば大西氏にもメリットがあるような投資案件で運用して欲しいこと、③資金運用を包括的に 1 社に任せたいことの 3 点を伝えた。
- ・RH 社が商号、代表取締役及び本店所在地を変更したのは、1 社が資金運用を包括的に受託するに当たって手続を円滑に行うという目的のほか、大西氏及び Ya 氏から、RH 社と大西氏が関わりを持つ形になることが望ましくないとの意向が示されたためである。
- ・1 社は、Ya 氏からの上記①及び②の要望を踏まえ、大西氏が売却を検討していたア

ート作品に関する取引や、大西氏が検討していた飲食店の内装設備のリース取引について、n社の資産運用という形で行うのが最善であると考え、その旨を大西氏に提案し、大西氏はこれを了承した。なお、Ya氏によれば、上記のとおり1社に対して資金運用を包括的に委託していたため、本件疑義が問題となるまでアート取引及び飲食店取引のことを認識していなかったとのことである。

(7) 監査法人・東証に対する説明対応について

ア 監査法人のYa氏に対するインタビューへの対応

2022年12月から2023年1月にかけて、I-neは、監査法人から、aブランドの買収取引についての理解のため、Ya氏との面談の機会を設けてほしい旨の申入れを受けた。これを受けて、2023年1月30日、監査法人によるYa氏へのインタビューが行われた。

このインタビューに先立ち、Yq氏は、当該ヒアリングへの対応方針について、Zb氏に相談した。

2022年12月20日、Yq氏は、大西氏に対し、Chatworkのダイレクトチャットにおいて、Zb氏との相談結果を報告する中で、対応方針について以下のとおり報告し、大西氏はこれを了解した。

2022/12/20	
Yq氏	Yaさんヒアリングの件、Zb先生と話をしました。 (中略) ◆一方、Yaさんには ・事前に準備したスクリプトを原稿を読む形で終わらせること ・余計なこと言わないように、ソソクサと帰ること。雑談などは絶対しないように。 →仮に上記依頼を監査法人にしたあとでも「いいから面談設定してくれ」など丁寧さがない場合は、I-ne側で弁護士含めて考えないといけない。 何か情報を持っている可能性があるとなる。
大西氏	了解す 何も違法なことしてないが、宜しくお願いします

上記方針に基づき、Yq氏は、Ya氏が監査法人のヒアリングに臨むにあたり、Ya氏と協議の上、スクリプト（想定問答）を作成した。このスクリプトは、RH社の事業内容、商品開発、融資及びj社に関する想定質問と回答案を整理したものであり、以下の内容が含まれている。

- ①RH 社における a ブランドの商品開発について「自分が考え、I-ne に壁打ちして、c 社と一緒に OEM (q 社) と話をしているって具現化した」と回答する旨の記載
- ②RH 社における運転資金の調達手段について、「初期に大西さんより一部融資を頂いた。また、自分のルートで何名かにお声がけし、想いに共感頂く先から融資をしていただいた。」と回答する旨の記載
- ③融資の条件を問われた場合、「金額は言えない」「一般的な利率での利息支払い」「返済期間は 1 年間」と回答する旨の記載
- ④「NG ワード」として、「赤字を避けたかったようです」「I-ne のシナリオでやります。言いなりでやっています。」との記載

なお、大西氏が上記スクリプトの内容を確認していた形跡はない。

また、Zb 氏は、本調査のインタビューにおいて、Yq 氏からの相談に対し、質問事項を事前に確認した上で回答を準備して臨むことが望ましいこと、回答内容を紙で準備して正確に伝えることが望ましいこと等を助言したことはあるが、その後実際にどのように対応したかは報告を受けていない旨述べており、現に上記スクリプトについて Zb 氏がレビューしていた形跡はない。

イ プライム市場への変更に向けた東証審査における対応

I-ne は 2023 年 9 月にプライム市場への市場区分変更を行ったところ、これに先立ち、東証による審査が実施された。この審査の過程において、大西氏から Ya 氏への融資に関する事項が質問対象となった。

2023 年 6 月 8 日、Yq 氏は、大西氏に対し、Chatwork のダイレクトチャットにおいて、東証からの質問に関し、以下のメッセージを送信した。

2023/6/8	
Yq 氏	<p>東証審査の質問で下記 2 点ご相談・ご共有です。</p> <p>【(3) について】証券と話をしているのですが、東証の趣旨は「すべての社長⇔Ya の融資金額のやり取りを出せ」という趣旨になると思うとのこと</p> <p>→ (Yq) 当社役会で議論した以上のことはプライベートなので会社は知り得ず、出せない</p> <p>→ (証券) 大西社長のことなので、「事務局が大西さんに確認していない」は良くない。大西さんのことなので開示可能でしょう という形でした。ちょっと私も解、見いだせてないですが、一旦の報告です。またご相談致します。</p>

	<p>【(6) ②について】</p> <p>証券と話をして「大西さん以外の Ya 側の動きは知り得ない」として、OK とのことでした。ここは役会以上のことは言えないで進めようと思います。</p>
--	---

ここにいう「(3)」とは、東証からの質問事項「2022 年 6 月、スキンケアブランド『a ブランド』の譲受について、以下ご説明ください。」のうち、「元従業員の退職後、大西社長との接触状況、両人の中で交わされた融資の条件（金額、金利、期間、その他重要な条件）」との質問を指し、「(6) ②」とは、同じく「大西社長との債権債務関係の解消時期、元従業員における返済資金の調達方法をお示しください。」との質問を指すものである。

同日、Yq 氏は、大西氏に対し、同チャットにおいて、証券会社と再度電話した結果として、以下のメッセージを送信した。

2023/6/8	
Yq 氏	<p>(再度証券と電話したメモ。11 時の電話で話します) ・今回は第 1 回質問なので、次は第 2 回質問と社長ヒアリングがある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回は、事務局側が知りうる情報（役会や証券に出した情報）を出す ・それで東証がどう動くか（2 回目で突っ込んでくるか、社長ヒアリングで確認するか）を見ましよう

上記方針の下、I-ne は、東証に対し、第 1 回質問事項回答書を送付した。同回答書においては、「両人の中で交わされた融資の条件（金額、金利、期間、その他重要な条件）」という質問への回答として、以下のように記載されている。

<p>■ 両人の中で交わされた融資の条件</p> <p>参考として、「II 04(03)_金銭消費貸借契約書 20210128」を添付いたします。</p> <p>(融資額 3,000 万円、年利 2.5%、期間 1 年)</p> <p>その他重要な条件はございません。</p>
--

このように、同回答書は、大西氏から Ya 氏に対する融資の金額が 3000 万円（2022 年 5 月 20 日の取締役会で大西氏が説明した金額）のみであったと理解させる内容になっている。

なお、第 2 回質問事項においては、融資金額に関する追加質問はなされなかった。

(8) RH 社が a ブランド譲渡で得た資金についての整理

RH 社が 2022 年 6 月に a ブランドの譲渡代金 19.8 億円（税込）を得てから RH 社が 2025 年 7 月に n 社に商号変更するまでの RH 社における資金の出入りをまとめると、以下のとおりである。

内容		金額
a ブランドの譲渡による収入		1,980 百万円
a ブランドの譲渡後の支出		△1,512 百万円
(支出の内訳)		
Ya 氏への借入金の返済（債権譲受人への返済に充当）		△459 百万円
関係者へのボーナス支払い		△2 百万円
(Ya 氏を経由した) j 社への貸付け		△126 百万円
RH 社の税金支払い		△393 百万円
その他、譲渡後の事業上の債務の弁済		△535 百万円
n 社商号変更時の残高		467 百万円

上記 n 社への商号変更時の残高 467 百万円のうち、200 百万円がアート取引の支払いに、204 百万円が飲食店取引の支払いに充てられたが、その後アート取引は取り消されて返金された。

また、上記 j 社への貸付けに関連して、j 社においては、前記(5)キのとおり、Ya 氏に対して本件 SO の補填分が役員報酬として支払われたことが確認されているものの、その他に j 社から不透明な資金の流出があったことは確認されていない。

以上のほか、I-ne から RH 社に支払われた a ブランドの売却代金 19.8 億円に関して、RH 社からの不透明な資金の流出があったことは確認されていない。

4 会計上の論点に対する当委員会の評価

以下では、前記 3 で認定した事実関係を前提に、前記 2 で述べた会計上の論点に対する当委員会の検討結果を述べる。

(1) 大西氏による RH 社への実質的支配についての検討

前記 3 で認定した事実によれば、大西氏による RH 社への実質的な支配に関し、以下のように評価することができる。

ア 大西氏は、自らが貸し付ける資金で Ya 氏を社長とする新会社を設立して事業を行い、将来的に事業が軌道に乗った場合には I-ne がこれを買収する可能性もある、

という構想を発案し、Xc 氏ら一部の経営幹部の関与の下、かかる構想を進めていたものと評価できる（前記 3(2)ア）。

イ RH 社が事業のために調達した資金は、全て大西氏個人による Ya 氏に対する貸付金が原資となっており、このような大西氏個人による資金拠出が事業継続の前提となっていたものと評価できる（前記 3(3)ア(イ)）。

ウ Ya 氏が RH 社設立時の資本金 10 万円を払い込んだ形跡が認められない一方、2021 年 3 月 29 日付の増資（10 万円から 1000 万円への資本金増額）の原資は、大西氏からの資金拠出によるものであった（前記 3(3)ア(ウ)）。

エ RH 社における事業開始の当初において、a ブランドの成功が確実視されていたわけではなく、RH 社が I-ne に対する事業譲渡等によってまとまった資金を得る前に同社の事業が頓挫するリスクが存在していたところ、その場合には、Ya 氏個人にめぼしい資産がないことから、大西氏個人が貸倒れという形で損失を負担する構造になっていたものと認められる（大西氏が I-ne その他の第三者に貸倒れのリスクを転嫁できるような構造が構築されていたとは認められない）（前記 3(3)ア(エ)）。

オ 大西氏は、Ya 氏、RH 社関連の業務に従事していた Xc 氏ら I-ne メンバー、及び RH 社の業務委託先が参加する RH 社関連のテレグラムのグループに参加しており、また Chatwork 上で確認できる範囲でも、実質的な「ブランドリーダー」の立場にある Xc 氏との間で、RH 社の人事や発注等に関して発言し、また将来的に RH 社が I-ne に対して a ブランドを売却することとなる場合の想定等について検討を行っており、RH 社の事業運営に関わっていたものと評価できる（前記 3(3)イ(オ)）。

カ RH 社から I-ne に対する a ブランドの売却成立に伴い、大西氏の発案により、RH 社が得た売却資金を原資として、Ya 氏や I-ne 従業員を含む RH 社関連の業務に従事したメンバーに対し、ボーナス（合計 180 万円）が支払われており、大西氏が、RH 社の資金使途について実質的な権限を有していたものと評価できる（前記 3(4)キ）。

キ Ya 氏は、RH 社（n 社）に残された現預金について、自らが唯一の株主かつ代表取締役として自由に処分し得る資産であるという認識が乏しいものと認められる（前記 3(6)イ）。前記カのように、大西氏の発案で、Ya 氏が RH 社の資金を原資とするボーナスを受領しているという事実も、この評価を裏付けるものである。

ク a ブランドの売却により RH 社（n 社）が得た資金の運用方法について、大西氏が検討に関与しており、その結果を踏まえてアート取引及び飲食店取引が実行されており、このことも、前記カの評価を裏付ける事実である（前記 3(6)エ）。

以上によれば、大西氏の発案に基づき、かつ大西氏による資金提供を前提として RH 社が設立されたという成り立ちから、大西氏は、RH 社の事業の立上げ及び a ブランドの売却、売却代金の使途といった RH 社の重要な意思決定について支配を及ぼしていたものといえる。

ところで、大西氏は、RH 社の日々の業務について逐一指示を出していたわけではなく、また Ya 氏が RH 社の業務について何らの裁量権も有していなかったわけでもなかった。しかし、ここで問題となる実質的な支配とは、前記 2 のとおり、議決権の過半数を所有する株主による支配と同等の支配のことであるから、日々の業務の遂行状況やそれについての Ya 氏の裁量の有無によって直ちに結論が左右されるものではない。むしろ問題となるのは、上記のとおり事業の立上げや売却、その売却代金の使途といった重要な意思決定に対する支配であるところ、RH 社については、大西氏がこの点についての支配を有していたものと認められる。

(2) I-ne による RH 社に対する実質的支配についての検討

ア 前記 3(2)イのとおり、I-ne は、RH 社への移管直前まで、自らのコストにより a ブランドの立上げを進めており、I-ne がこれを RH 社に無償で提供したものと評価できる。もっとも、かかる移管は、大西氏による新会社設立に関する構想の一環として行われたものであり、大西氏の意向を強く受けた結果であることからすれば（前記 3(2)エ）、この事情を、大西氏ではなく I-ne が RH 社を支配していた事情として重視することはできない。

前記 3(3)イ(イ)及び(ウ)のとおり、RH 社の事業運営や a ブランドの売却時においては、Xc 氏、Ye 氏ら I-ne の役職員が、Ya 氏よりも重要な役割を担っていたことが認められる。もっとも、このような I-ne 役職員の関与自体は、前記 3(3)イ(ア)に述べた RH 社と I-ne 間の業務委託契約に基づくものとも評価し得る上、特に Xc 氏ら一部の I-ne 役職員については、従来から大西氏との個人的関係が強かったこともうかがわれ、そのような関係性に基づく関与であった可能性もあることから、この事情をもって I-ne が会社として RH 社を支配していたことを基礎付ける事情とは評価できないものと考えられる。

イ 前記 3(3)イ(ウ)のとおり、RH 社の代表印（丸印）は、I-ne 役職員が管理していたことが認められる。もっとも、当該役職員は、大西氏の指示で大西氏個人の印鑑等を I-ne 社内の金庫から出し入れすることもあったことを踏まえると、この事情は、Ya 氏が RH 社を支配していなかったことを基礎付ける事情の一つではあるが、RH 社を大西氏と I-ne のいずれが支配していたかを決定付ける事情にはならないといえる。

ウ 前記 3(1)及び(4)のとおり、a ブランドは、元々 I-ne で開発が進められていたものであり、結果としても I-ne が RH 社から同ブランドを買収した。もっとも、RH 社が a ブランドの開発・販売の主体となっていた期間においては、I-ne が将来これを買収することが決まっていたものではなく、事業が不成功に終わった場合に RH 社への投下資本が毀損するリスクを I-ne が負っていたとは認められないことからすると、上記の事情をもって I-ne による支配を基礎付けるものとはいえない。

エ 以上のほか、本調査において、I-ne が RH 社に対して実質的支配力を有していたと評価するに足りる事実は認められなかった。

(3) 小括

以上より、当委員会は、前記 2 に述べた連結会計基準及び関連当事者会計基準の理解を前提とした総合的な判断として、大西氏個人が、実質的にみて RH 社の議決権の過半数を自己の計算において所有しているのと同等の支配力を有しており、他方で I-ne が緊密者や同意者を通じて RH 社を実質的に支配していたものとは認められず、したがって I-ne にとって RH 社は関連当事者のみに該当するものと判断した。

5 ガバナンス・コンプライアンス上の問題点

以下では、前記 3 において認定した事実関係を前提として、本件に関してガバナンス・コンプライアンスの観点から問題があると認められる事項を指摘する。

(1) 大西氏の Ya 氏に対する貸付金に関する取締役会等への不適切な説明

ア 当初貸付時の説明について（2021 年 1 月）

前記 3(2)のとおり、大西氏は、RH 社設立に先立ち、Zb 氏及び Za 氏のアドバイスを踏まえて、2021 年 1 月 22 日の取締役会において Ya 氏への個人融資について報告することとした。その際、報告事項として、資料上、「元当社社員の独立に際し、大西洋平が個人的に融資をするもの」であり、「独立に関しては融資の条件等も含めて全く関与や制限をしておらず、今後もする予定はない」旨報告するとともに、取締役会の席上、口頭でも、「純粹に、個人的に応援してあげたいというのがあって」「基本的に僕は経営には一切関わらないけど、個人的に応援しているからお金貸してあげる、みたいな感じを考えていました」と説明した。

しかしながら、前記 3(2)のとおり、この報告の時点で既に、①I-ne が開発していた a ブランドが融資先の会社（RH 社）に移管されること、②I-ne が業務受託の形で同ブランドの事業に関与すること、及び③同事業が軌道に乗った場合には I-ne が RH 社から同ブランドを買収する可能性があることが、大西氏及び I-ne の一部役職員において想定されていた。これらはいずれも、大西氏から Ya 氏に対する貸付けの位置づけや、I-ne と RH 社との今後の経済的関係に直結する事項であって、取締役会が、上記個人融資を含む I-ne と RH 社との取引構造の実態を把握する上で重要な情報であったといえる。それにもかかわらず、大西氏は、これらの事項を取締役会に対して説明しなかった。

以上によれば、2021 年 1 月 22 日の取締役会における報告は、上記①ないし③の各事項を説明しなかった点において、取締役会に対する報告として不十分であり、不適切であったと言わざるを得ない。

イ a ブランド買収時の取締役会への説明の問題（2022年5月～6月）

（7） 2022年5月20日取締役会における貸付金額の過少説明

前記3(4)ウのとおり、2022年5月20日の取締役会において、大西氏は、Ya氏への貸付額について「お金を個人的に3000万くらい貸しますというのをやった会社です」と説明し、また、RH社の資金の出所について「僕は3000万円しか出してないですけど、一応、出資者は数名いると思います」と回答した。

しかしながら、実態として、同日時点における大西氏からYa氏に対する貸付金の累計額は約4.7億円に達しており、またYa氏に対してRH社の運転資金を拠出していた者は大西氏以外にはいなかった。したがって、大西氏の上記各発言は、いずれも貸付額及び資金拠出者に関する実態と乖離するものであった。

aブランドの買収は、買収価格18億円と、当時のI-neにとって相応に重要な取引であり、買収対象であるRH社の資金構成及びI-neの代表取締役である大西氏とRH社との経済的関係は、取引の利益相反性²³や関連当事者取引該当性を評価する上で重要な情報であった。かかる情報が正しく報告されなかったことは、取締役会の監督機能の実効性を損なうものであったと評価せざるを得ない。

（イ） 2022年6月の取締役会に向けて貸付金額を敢えて訂正等しなかったこと

前記3(4)エ(イ)のとおり、6月の取締役会までの間、Yq氏は、監査等委員への個別説明において大西氏の貸付金額に関する正確な情報を開示しておらず、さらに、同年6月21日、大西氏に対し、取締役会で貸付金額について質問を受けた場合の回答内容として、「3000万円」と回答するよう事前にすり合わせていた。

また、前記3(4)エのとおり、Zb氏から極度額5億円の金銭消費貸借契約書の提供を受けていたものの、実際に押印されてXh氏に開示されたのは、Yq氏が作成した3000万円の契約書であった。これに対し、Zb氏は、当初は3000万円という金額で契約していたと説明するのであれば、その後に極度額を増額させる変更契約を締結した等と説明する必要がある旨をメールで送信しており、当該メールは大西氏もCCに含まれていたが、その後、大西氏ないしYq氏において説明を実態に近付けるような特段の対応はとられていない。

（ウ） 監査等委員に対する借入先の非開示

前記3(4)エのとおり、2022年6月18日、Xj氏がYa氏の借入先について質問したのに対し、Yq氏は「RH社の社長の借り入れ先は先方様より非開示ということで、ご質問の件、お答えできずです。」と回答した。しかしながら、RH社の資金の原資は大西

²³ 必ずしも会社法356条1項2号及び3号が定めるものに限られない広義の意味で用いている。

氏からの貸付けであり、借入先は大西氏自身であったところ、Yq氏はかかる事実を認識していたにもかかわらず、こうした事実を開示しなかったものである。

Yq氏は、5月20日の取締役会から6月22日の取締役会までの間、監査等委員に対して、大西氏の貸付金額や借入先に関する正確な情報を開示することなく、むしろ大西氏との間で説明内容のすり合わせを行い、また、3000万円の金銭消費貸借契約書を作成してXh氏に開示する等の対応を行った。Yq氏は、当時、執行役員・経営管理本部長として、取締役会事務局、外部弁護士との連絡窓口、aブランド譲受の実務等を一手に担う立場にあり、社外役員に提供する情報の内容・範囲を決定する事実上の権限が、同氏及び大西氏に集中する構造となっていた。かかる構造の下で、大西氏及びYq氏が正確な情報を提供しなかったことは、取締役会の監督機能を実質的に損なう不適切な対応であったと言わざるを得ない。

(イ) 正しい説明をせず、前記(7)の説明を維持した理由

大西氏が2022年5月の取締役会において正しい説明をしなかった理由及びその後のその説明を維持した理由について、大西氏自身、記憶が明確でないとするものの、当時の大西氏が置かれていた状況を踏まえると以下のとおり推認できる。

すなわち、2022年5月の取締役会において大西氏がYa氏に対する貸付について発言する契機となったのは、同取締役会及びその直前に開催された監査等委員会でのXh氏からの問題提起であるところ、ここでのXh氏の問題意識は、①買収価格の決定が第三者性のない形で行われていないかという点であったようである（少なくとも、大西氏は、そのような理解を前提に取締役会での説明を行っている。）。また、取締役会の場においては、更に、②買収対価がYa氏から大西氏への返済資金に充てられる点で利益相反があるのではないかという点も指摘されている。

そうすると、2022年5月の取締役会当時の大西氏の心理としては、Xh氏の問題意識に対応して、まず、前記①との関係で、Ya氏ひいてはRH社に対する大西氏の資金提供額は多額ではなく、RH社は他の出資者も存在する一定の独立した存在であると説明できる必要があり、また、同②との関係で、貸付額はI-neによる買収の成否とは無関係に回収可能な金額であると説明できる必要があると認識したものである。こうしたことから、相対的に少額である3000万円という金額を述べたものと推認される²⁴。

また、その後は、2022年6月の取締役会に至るまでに、最終的には、I-ne自身が取得した第三者評価とXh氏が取得したセカンドオピニオンにより前記①の懸念は解消し、債権譲渡により同②の懸念は解消したものの、ひとたび3000万円との説明を行っ

²⁴ このような大西氏の行動の背景に、大西氏としてaブランド譲渡（I-neによる買収）を積極的に推進したい意図があったことはいかがわられるが、それにより貸付金の回収その他の個人的利益を図ろうとしていた事情はいかがわれなかった。

た以上、その説明を大幅に変更することは Xh 氏ら社外役員の疑念を招くことから引き返しがつかなくなり、その後、同年 6 月の取締役会に至るまでこの説明を維持せざるを得なくなったものと推認される。

他方で、その他の理由、例えば、連結範囲や関連当事者の会計処理を積極的に回避する意図があったかといえ、2022 年 5 月及び 6 月の取締役会において会計上の論点は議論になっておらず、また、両取締役会の前後における大西氏と関係者の間での本件に関する検討の過程においてこうした会計上の問題意識に基づいて議論が行われた形跡は、当委員会によるデジタル・フォレンジック等の客観資料の調査によっても不見当であり、大西氏の懸念点として、会計上の論点が挙げられていたとの事実は認められなかった。

ウ a ブランド買収におけるプロセスの問題

a ブランドの買収価格（18 億円）について、事業計画の策定に I-ne 側の役職員（Ye 氏、Yr 氏等）が深く関与しており、買い手と売り手が実質的に独立した第三者と言えるような関係にはなかった。また、前記 3(4)のとおり、取引条件に関する実質的な交渉が行われた形跡は認められなかった。前記 3(4)イのとおり、d 社による第三者算定²⁵が行われ、また前記 3(4)ウ及びオのとおり、取締役会において a ブランド買収に係る事業計画の妥当性が具体的に審議されていたものの、買収交渉の現場レベルにおいて上記のような問題があったために、健全なプロセスとはいえない状態となっていた。

さらに、前記ア及びイのとおり、取締役会に対して大西氏と RH 社の経済的関係に関する正確な情報が報告されなかったこともあり、取締役会として取引の利益相反性等を適切に評価し、取引の妥当性を独立に検証する機会が実質的に確保されなかった。

エ 監査法人による Ya 氏ヒアリングに際したスクリプトの作成

前記 3(7)アのとおり、2023 年 1 月 30 日に実施された監査法人による Ya 氏へのインタビューに先立ち、Yq 氏は、大西氏に対し、Chatwork のダイレクトチャットにおいて、Zb 氏との相談結果として、「事前に準備したスクリプトを原稿を読む形で終わらせること」「余計なこと言わないように、ソソクサと帰ること。雑談などは絶対しないように」との方針を報告した。大西氏はこれに対し「了解す 何も違法なことしてないが、宜しくお願いします」と回答しており、上記方針を了解していたものと認められる。

上記方針に基づき、Ya 氏が監査法人のヒアリングに臨むにあたりスクリプト（想定問答）が作成されたところ、同スクリプトには、融資について「初期に大西さんより一部融資を頂いた。また、自分のルートで何名かにお声がけし、想いに共感頂く先か

²⁵ なお、当委員会は、専門家の補助を得て d 社が作成したバリュエーション・レポートの内容を確認したところ、明らかに不合理な点は認められなかった。

ら融資をしていただいた。」との回答案が記載されていた。しかしながら、前記イのとおり、RH 社の事業資金の原資は実質的に大西氏からの貸付けのみであり、上記回答案は、あたかも大西氏以外にも複数の独立した資金拠出者が存在するかのよう内容であって、事実と異なるものであった。

監査法人によるヒアリングは、会計監査の一環として取引の実態を把握するために行われるものであり、これに対して正確な情報が提供されることは、適正な会計監査の前提である。上記のようなスクリプトを作成し、事実と異なる回答を準備した上で Ya 氏をヒアリングに臨ませたことは、監査法人に対する適切な情報提供を妨げるものであり、上場会社としてのコンプライアンスの観点から重大な問題があったと認められる。

なお、Zb 氏は、本調査のインタビューにおいて、回答内容を紙に準備して正確に伝えるべきである旨を助言したものの、スクリプトの具体的内容については関知しておらず、監査法人によるヒアリングの結果についても報告を受けていなかった旨述べている。

オ プライム市場への変更に向けた東証審査における回答の問題

前記 3(7)イのとおり、2023 年のプライム市場への市場区分変更に向けた東証審査において、東証から大西氏と Ya 氏との間の融資の条件（金額、金利、期間、その他重要な条件）に関する質問がなされた。これに対し、Yq 氏は、第 1 回質問事項回答書において、「融資額 3,000 万円、利率年 2.5%、期間 1 年」、「その他重要な条件はございません」と回答した。この回答は、大西氏から Ya 氏に対する融資の金額が 3000 万円のみであったと理解させる内容になっている。

東証審査は、上場会社の適格性を確認するための手続であり、これに対して正確な情報を提供することは上場会社として当然に求められるところ、実際の貸付額と著しく異なる 3000 万円の金銭消費貸借契約書のみを添付して回答したことは、前記ア及びイにおいて指摘した取締役会に対する不正確な説明と同様の問題を、東証審査の場においても繰り返したものと評価せざるを得ない。

(2) 外部機関の調査前後のデータ削除の問題（2025 年 12 月～）

ア 問題の所在

2025 年 12 月 2 日、外部機関が I-ne の関係者に対し調査を行った。この調査の前後において、大西氏を含む複数の関係者がテレグラム、LINE 等のコミュニケーションデータを削除した事実が認められた。かかるデータ削除行為は、上場会社の役職員として、外部機関による調査への適切な協力が求められる局面において、調査の対象となり得る情報の保全よりもその削除を優先したものであり、上場会社としてのコンプライアンスに対する姿勢として問題があったと言わざるを得ない。

イ 各関係者のデータ削除行為

(7) 大西氏

大西氏は、テレグラムについて、外部機関の調査以前から段階的にデータを削除していたとしている。また、調査当日（2025年12月2日）には、Yj氏からテレグラムで調査の連絡を受けた直後に、テレグラムのアプリ自体を削除したとしている。本調査の端末保全時点で大西氏の使用デバイスにテレグラムのアプリ・データは不見当であった。

テレグラムは、前記3(2)のとおり、大西氏が自らXc氏に対してグループ作成を指示し、RH社関連の業務コミュニケーションに使用していたツールであり、大西氏のRH社への関与を示す重要な情報が含まれていた可能性がある。かかるツールを、外部機関の調査が開始された当日に削除したことは、不適切であった。

また、大西氏は、LINEについても、調査当日、気が動転してデータの一部を削除した旨述べている。

これらの調査当日の削除行為については、大西氏は気が動転した結果であると述べるが、外部機関の調査への適切な協力が求められる局面における上場会社の代表取締役のコンプライアンス意識の観点からは問題があったと評価せざるを得ない。

(イ) Xc氏

Xc氏は、外部機関による調査の前後に、Chatwork上のメッセージの削除を行っていた。Xc氏は、本調査のインタビューにおいて、当該削除について、疑義の対象となり得るやり取りについて議論が深まらないよう削除した可能性がある旨述べている。

また、テレグラムについては、作成者が当該グループを削除（手動による削除又は設定によるログアウト時・アプリケーション削除時の自動削除）したためか、本調査における保全時にはチャットデータが残っていなかった。

(ウ) Yq氏

Yq氏は、外部機関による調査当日の夜に、Chatwork上の債権譲渡契約書のファイルデータ等を削除した。Yq氏は、本調査のインタビューにおいて、調査を受けた焦りから削除してしまった旨述べている。

(エ) その他の関係者

上記のほか、Yj氏は、調査当日、テレグラムで出張中の大西氏に調査の事実を連絡した後、テレグラムのアプリを削除した。また、同日、Yj氏は、Yq氏に対し、LINEで「テレグラムの存在も知られた。着歴見られて、私と連絡をとったこともわかったから、私に連絡あるかも。その後、Yaのテレグラム消えました。ここまでは社長に報

告済みです。」と報告している。なお、Yj氏は、調査の翌日、外部機関による事情聴取の中で、テレグラムのアプリを再度インストールして外部機関に提供した。本調査においてもその内容を確認したが、内容を確認できないメッセージが多数存在する等²⁶、網羅性を欠く状態であった。

また、Ym氏は、外部機関による調査当日、外部機関の受付対応を行った後にテレグラムのアプリを削除した。Ym氏は、本調査のインタビューにおいて、誰からの指示でもなく、自らに問題が及ぶことを懸念して削除した旨述べている。

なお、Ya氏においても、上記のとおり、調査当日、外部機関へのデータ提出前にテレグラムのデータを削除した。

ウ 日常的な私用ツールの業務利用

以上に加え、大西氏をはじめとするRH社関連の業務に従事する役職員において、会社の管理が及ばない私用のテレグラムを業務コミュニケーションに日常的に使用し、事業活動に関わる情報が適切に管理されない状態が常態化していた。前記第3・3(2)のとおり、大西氏はXc氏に対し「裏会社テレグラム」の作成を依頼し、RH社関連の業務コミュニケーションの相当部分がテレグラム上で行われていたことが推察される。

テレグラムは、メッセージが高度に暗号化されており、メッセージの自動削除設定が可能である等、秘匿性の高い設計を特徴とするアプリケーションであり、業務上のコミュニケーション記録を会社として保全・管理する観点からは適切とは言い難いツールである。大西氏が同ツールを「裏会社テレグラム」と呼称していたことに照らしても、関係者において、会社の正規のコミュニケーション手段とは区別された秘匿性のあるツールとしてこれを利用していたことがうかがわれる。このようなツールを業務コミュニケーションに使用していたことにより、テレグラム上のコミュニケーション内容は本調査においても限定的な範囲でしか確認することができず、本調査における事実解明の限界の一因となっている。

(3) 社外取締役による本件への対応について

前記3(4)ウ(ア)のとおり、2022年5月20日の取締役会においては、監査等委員であった社外取締役のXh氏が、大西氏のYa氏への貸付金がI-neのブランド買収代金を通じて大西氏に還流する構造にあるのであれば利益相反取引に該当しうる旨を指摘し、大西氏からYa氏への債権債務関係の解消及びバリュエーションの公正性の確認を求めた。また、同じく監査等委員であった社外取締役のXj氏は、Ya氏がRH社に対し約3.7億円を貸し付けている点を指摘し、その資金の調達方法について質問した。さらに、監査等委員以外の社外取締役（笹俣氏及びXi氏）も、買収価格18億円の前提

²⁶ 外部機関の調査以前からこのような状態であったのか、調査以降の操作によってこのような状態になったのかは確認ができなかった。

となる事業計画の KPI の設定根拠、投資回収可能性等について具体的な指摘・質疑がなされた。こうした指摘を経て、議案は一旦取り下げられた。この点において、これらの社外取締役の指摘は、執行に対する牽制機能を適時に発揮したものと評価することができる。

また、前記 3(4)エ(イ)のとおり、2022 年 6 月の取締役会に向けた準備の過程でも、監査等委員らは適宜、自ら必要と考える質問や独自の資料収集（a ブランドの取得価格に関するセカンドオピニオンの取得等）を行った。そして、前記 3(4)オのとおり、6 月 22 日取締役会においては、監査等委員以外の社外取締役（笹俣氏）から、改めて買収価格の妥当性について議論が提起された。

このように、本件においては、監査等委員を含む社外取締役が相応の牽制機能を果たしたものと認められるが、執行側から正しい情報が提供されず、また、社外取締役が独自に貸付金額の実態等を検証する手段は限られている中においては、その機能の発揮にも限界があり、前記 3(4)エ(イ)及び前記(1)イのとおり、その後の 6 月 22 日の取締役会までの過程で、大西氏の貸付金額の実態、借入先の正確な情報及び債権譲渡の具体的内容は社外取締役に対して開示されず、結果として、社外取締役は、不正確な情報を前提として判断を行うこととなった。

社外取締役の牽制機能は、正確な情報が提供される前提の下でこそ有効に機能するものである。この観点から、社外取締役が牽制機能を十分に発揮するための制度的な仕組み（執行側から一定の独立性を有する情報取得手段の確保等）が不足していたことが、本件の問題点として指摘できる（この点は、後記第 5・2(2)の原因分析においても触れる。）。

6 小括

以上より、当委員会は、前記 3 で認定した事実関係を前提として、RH 社が I-ne の子会社又は関連当事者のいずれに該当するのか（あるいはこれらのいずれにも該当しないのか）という会計上の論点について、大西氏個人が、実質的にみて RH 社の議決権の過半数を自己の計算において所有しているのと同等の支配力を有しており、I-ne にとって RH 社は関連当事者のみに該当するものと判断した。

また、当委員会は、大西氏の Ya 氏に対する貸付金に関する取締役会等への説明は不十分、不適切であり、加えて、外部機関による調査の前後における大西氏を含む複数の関係者によるデータ削除等は上場会社としてのコンプライアンスに対する姿勢として問題があったといえ、いずれもガバナンス・コンプライアンスの観点から問題があると判断した。

第4 類似事案調査の結果

1 概要

前記第3・3(5)のとおり、j社は、RH社と同様にYa氏を唯一の株主かつ代表取締役として設立された会社であり、当初I-neで開発が進められていたブランドで事業を営んでいたことや、その業務についてI-neが業務委託を受けていたこと等においてRH社と類似している。そこで、当委員会は、j社がI-neの子会社又は関連当事者に該当するか否かについて、検討した。

その他、当委員会が実施した調査においては、I-neの株式上場前の時期に、事業戦略上の必要から、Ya氏らI-ne従業員が代表者を務め、I-neと密接な関連を有する法人が存在した例が確認されたものの、既に上場前の段階で解消されていたことが確認された。このほか、RH社及びj社と同種の子会社該当性又は関連当事者該当性の疑義がある法人は見当たらなかった。

2 j社の子会社・関連当事者該当性に関する当委員会の評価

当委員会は、前記第3・3(5)で認定した事実のうち、特に以下の各事実によれば、大西氏が、j社に対して支配力を有していたと評価できるものと判断した。

- ① j社が事業のために調達した資金は、全てRH社によるYa氏に対する貸付金が原資となっており、kブランドが成功しなかった場合にこれらの資金が失われるリスクは、RH社が負っていた。そして、前記第3・4のとおり、このRH社に対する支配を有していたのは、大西氏であったと認められる。
- ② 2022年5月当時、kブランドをI-neからRH社に移管することが検討されていたところ、Yq氏は、大西氏に対し、RH社においてこのような「2発目のブランド開発」を進めることの懸念を伝えていた。その後、kブランドは、RH社ではなく、新たに設立されたj社に譲渡されることとなった。また、I-neとj社間のkブランドに係るブランド譲渡契約の締結については、I-neの取締役会においても報告された(報告者はYq氏であった。)。これらによれば、このような新会社を設立してkブランドを営むというスキーム自体、大西氏の意向を踏まえたものであったと認められる。
- ③ j社の事業運営体制においては、RH社と同様のメンバー(I-neの従業員や元従業員である業務委託先等)が重要な役割を担っており、RH社の事業の延長上で運営されていた面があったものと評価できる。
- ④ j社が事務所の備品・工事の費用を支出することや、j社からYa氏に対して本件SOに対する補填分の金員を支払うことについて、大西氏の承諾を得た上で実行されていた。
- ⑤ j社の事業を停止することや、その場合のYa氏の処遇に関しても、Xc氏、Yq氏、Yj氏らが大西氏に確認しながら対応していたものと認められる。

以上によれば、RH社と同様、大西氏が、j社の設立、運営、事業の内容及びその継続、資金使途といった重要な意思決定に支配を及ぼしていたものと認められる。

よって、当委員会は、総合的な判断として、大西氏個人が、実質的にみてj社の議決権の過半数を自己の計算において所有しているのと同等の支配力を有しており、Ineにとってj社は関連当事者のみに該当するものと判断した。

第5 本調査において認められた問題点に係る原因分析

以下では、前記第3・4において指摘した会計上の問題点及び前記第3・5において指摘したガバナンス・コンプライアンス上の問題点に関し、その原因を分析する。

原因分析に際しては、本件の発生に直接的に寄与した関係者の認識・理解に関する事項（後記1）と、本件のような事案の発生を防止・是正するための制度的・構造的な仕組みに関する事項（後記2）とに分けて分析する。

なお、後者の分析においては、前記第3・4及び第3・5の各問題の発生と直接の因果関係を有する事項のほか、そのような意味での因果関係までではなくとも、そのような問題の発生を助長し、早期是正を妨げた要因についても指摘を行うこととする。

1 代表取締役・執行側上位メンバーの認識・理解に関する問題

(1) 大西氏において上場会社の代表者として求められるガバナンス・コンプライアンスに対する認識・意識が乏しかったこと

前記第3・5(1)アからエまでのとおり、大西氏は、取締役会に対してYa氏への貸付け等の実態に関する正しい情報を提供せず、その後、訂正することもしなかった。

この行動の背景には、大西氏において、株式会社、とりわけ社外取締役が参加する上場会社の取締役会において、取締役に正しい情報を提供した上で審議を行い決議を経ることの重要性や、監査法人に対して正しい情報を提供した上で監査を受けることの重要性といった、コーポレートガバナンスに関する基本的な理解が乏しかったことがあるものと言わざるを得ない。I-neにおいては、aブランド買収の数ヶ月前に、大西氏自らの提案で社外取締役が過半数を占める監査等委員会設置会社への移行を果たしたところであったが、大西氏自身はその制度の意義を減殺する行動に出てしまったのは悔やまれるところである。

以上に加えて、利益相反取引管理、情報管理等の各種コンプライアンス制度の重要性に関する認識・意識の不足も認められる。

なお、本件疑義の対象となった（I-neが議決権を有しない）RH社がI-neの子会社に該当するか、また、関連当事者に該当するかといった問題は、それ自体は専門的、技術的な論点を含むものであるところ、当委員会として、そのような論点の細部までの理解を大西氏に求めるものではないし、また、大西氏がRH社をI-neの子会社や関連当事者としらない目的で不適切な説明を行ったと認定するものでもない（前記第3・5(1)エ(ウ)参照）。もっとも、大西氏が、コーポレートガバナンスやコンプライアンスに関する諸制度についての正しい理解の下で、関係者に適時にありのままの状況を説明していれば、その段階で十分な検討が行われ、正しい会計処理が行われたであろうし、監査法人や東証に対しても、正しい情報が提供されない事態とはならなかった。この点で、大西氏の不適切な説明が招いた結果は重大なものといわざるを得ない。

(2) 執行側上位メンバーの認識・意識に関する問題

前記(1)と同様の問題は、RH 社関連の実務を担った、当時の執行側役職員の上位層においても同様に見られるところである。

I-ne は、2020 年 9 月にマザーズ市場に上場し、2023 年 9 月にプライム市場へ区分変更しているところ、本件の RH 社関連取引はまさにこの期間に行われたものである。上場に伴い、代表取締役はもちろん、経営幹部、上位の役職員らに求められるガバナンス・コンプライアンスに関する水準も格段に高まっていたにもかかわらず、意識の切り替えが不十分であったことがうかがわれる。

これらの執行側メンバーは、大西氏よりも更に直接的に、Zb 氏をはじめとする外部の専門家から、利益相反取引に関する留意点や監査法人への報告の必要性等について示唆を受ける機会があった。しかしながら、これらの相談は個別論点に関するものに限定されており、RH 社の設立から買収に至るスキーム全体を俯瞰した検討には至らなかった。

2 本事実の発生を防止・是正できなかった制度的・構造的な問題

(1) 代表取締役への権限集中と同質的な経営チーム

大西氏は、I-ne の創業者であり、自身の資産管理会社である m 社の所有分と合算すると I-ne の議決権の過半数を所有する大株主であった（前記第 2・6(2)）。かかる地位に照らし、大西氏が I-ne の経営に対して強い影響力を有していた。加えて、RH 社関連の実務に従事するメンバーは、その多くが大西氏と近い関係にある同質的な関係者で構成されていた。これらのメンバーの間で、大西氏の方針に対して利益相反管理やガバナンスの観点から異を唱える者は見当たらなかった。

これに対して、管理部門の立場で RH 社に携わっていた Yq 氏は、当時、執行役員・経営管理本部長として、法務・総務機能を兼務しつつ、取締役会事務局として資料作成・社外役員への説明対応を担うとともに、外部弁護士との連絡窓口、a ブランド譲受の実務、大西氏の Ya 氏に対する貸付金に係る債権譲渡対応、東証審査への対応及び監査法人との連絡窓口等を一手に担い、貸付額に関する不正確な説明を能動的に行った。

かかる構造は、社外役員や外部関係者に提供される情報の内容・範囲を決める実質的な権限が Yq 氏及び大西氏に集中することを意味しており、執行側における牽制機能が実質的に不在の状態にあった。当時の管理部門は専門人材の定着に課題を抱えており、法務・コンプライアンス機能を含む管理部門が、経営判断に対して独立した立場から組織的な牽制を発揮するための人的基盤が十分に整っていなかったことが、この背景にあった問題として指摘できる。

(2) 取締役会における審議・監督の実効性を担保する仕組みの不足

前記第3・5(3)のとおり、本件においては、監査等委員らがaブランド買収の審議において利益相反の問題を指摘するなどし、一度は議案を取り下げさせる等、社外役員による牽制機能は一定程度発揮されていた。しかしながら、結果として、執行側から提供された不正確な情報を前提とした審議・承認に至った。

この点、監査等委員らはYq氏に対し適切な問題意識から直接確認を行い、また自ら外部の専門家（弁護士、株価算定機関）に照会する等の対応を行っているものの、社外役員が執行側から独立した立場で情報を検証するための組織的・制度的な仕組みは十分には整備されていなかった。例えば、重要な取引の審議に際して、社外役員が管理部門の担当者に直接情報提供を求めることができるルートの整備や、外部専門家の独立した助言を取得する手続の制度化等の仕組みが整備されていれば、取締役会の監督機能がより実効的に機能した可能性がある。

(3) 関連当事者取引に対する組織的な管理体制の不備

前記第2・7(6)のとおり、I-neにおいては、関連当事者取引の管理に特化した独立の規程は制定されていなかった。

関連当事者取引に関する既存の社内手続としては、取締役会規程別表に基づく利益相反取引の承認手続、監査等委員会規程に基づく事前承認手続のほか、各期の決算業務における関連当事者調査票の運用が行われていた。しかしながら、同調査票の質問設計は、「傍系会社」の定義が対象役員及びその二親等内の親族が議決権の過半数を有する会社に限定される等、対象役員と非親族の密接な関係者との間の取引を組織的に捕捉する仕組みとはなっていない。

もちろん、前記第3・5(1)において指摘したとおり、本件の問題は、大西氏及びYq氏が取締役会に対して正確な情報を提供しなかったという執行側の姿勢に起因するところが大きい。関連当事者取引の管理体制は、経営陣による誠実な申告が前提となるものであり、これらの制度を整備したとしても直ちに本件を防止できたとは言い難い²⁷。しかしながら、例えば、調査票の質問設計において対象役員と非親族の密接な関係者との経済的関係を実質的に捕捉し得る設計とすること、又は役員等の紹介・関与に基づく取引（いわゆるトップ案件）を関連当事者取引該当性の有無にかかわらず別途モニタリング対象とする仕組みが整備されていれば、本件のような取引についてより慎重な検討が促された可能性がある。

²⁷ 日本取引所自主規制法人「内部統制強化・不祥事予防に向けたハンドブッケー体系化した再発防止策から学ぶ着眼点」（2026年1月）119頁でも、関連当事者取引の管理体制は「経営陣の関連当事者取引に対する正しい理解と誠実な申告が無くては、絵に描いた餅に終わってしまいます。」と指摘されている。

(4) 違和感をエスカレーションできる仕組みの不備

本調査のインタビューにおいて、当時、社員の中に RH 社関連取引の不透明性に違和感を持つ者が存在していたにもかかわらず、「批判的と取られる」ことを懸念して、かかる違和感がエスカレーションされなかったことがうかがわれた。

前記第 2・7(5)のとおり、I-ne においては内部通報制度が設けられており、調査対象期間中の通報受付件数は年間 2～6 件であったが、本件に関連する通報は確認された限り存在しなかった。本件の端緒は、2025 年 12 月の外部機関による調査であった。

このことは、本件のような態様の問題に対して、既存の通報制度が十分に活用されなかったことを意味する。通報窓口の周知方法や通報者の保護の実効性、通報対象の範囲等を含め、社員が取引の妥当性に関する違和感をより安全かつ容易にエスカレーションできる仕組みが整備されていれば、そのような違和感が拾い上げられ、本件のより適切な監視監督に寄与した可能性がある。

(5) 情報管理体制の不備

前記第 3・5(2)ウのとおり、大西氏をはじめとする RH 社関連の業務に従事する役職員において、会社の管理が及ばない私用のテレグラムを業務コミュニケーションに使用し、事業活動に関わる情報が会社の管理下に置かれない状態が生じていた。

I-ne においては情報セキュリティポリシーが策定されているものの、同ポリシーが掲げる情報資産管理の方針が実態として徹底されておらず、業務コミュニケーションにおいて会社の管理が及ばないツールの利用が常態化していた。その結果、会社の管理が及ばないツール上で業務上の重要な情報がやり取りされ、当該情報が本調査においても復元することができない状態となっている。かかる状態は、会社としてのコンプライアンス体制の実効性を損なうものである。

(6) データ保全・調査協力に関する意識及び体制の不備

前記第 3・5(2)のとおり、2025 年 12 月の外部機関による調査の前後において、複数の関係者がテレグラム、LINE、Chatwork 上のデータを削除した事実が認められる。これらの行為は、外部機関による調査への適切な協力という基本的な責務に反するものである。

その背景には、①外部機関の調査や社内調査の開始時におけるデータ保全の重要性及び保全義務に関する役職員の理解が十分に浸透していなかったこと、②調査の対象となり得る情報を削除する行為に対する会社としての明確な禁止規程や処分基準が整備されていなかったこと、③外部機関による調査等の有事対応プロトコル（データ保全指示の発出、端末の管理、関係者への周知等）が準備されていなかったことが挙げられる。

第6 再発防止策の提言

以下では、前記第5において分析した問題点の発生原因を踏まえ、当委員会がI-neにおいて検討すべきものと思料する再発防止に係る提言を述べる。

なお、以下に述べる再発防止策は、前記第1・5(2)の調査対象期間について発見された問題点を踏まえて検討したものであるから、I-neにおいては、その後現在に至るまでの体制整備の状況等を踏まえ、実際にとるべき再発防止策の内容を検討すべきものと思料する。

1 経営陣の意識改革

前記第5・1のとおり、本件の発生 of 直接的な原因の一つとして、大西氏をはじめとする経営陣（執行側上位メンバー）において、ガバナンス、コンプライアンスに関する認識・理解が不十分であったことが認められた。

本件疑義の対象となったaブランド買収からは数年が経過しているが、現在において、代表取締役をはじめとするI-ne経営陣について、そのガバナンス、コンプライアンスに関する認識・理解が十分なものとなっているかを厳格に検証し、必要に応じて、改めて適切な人選を行うなどし、経営陣がガバナンスやコンプライアンスについて適切な意識を有する人員で構成されるようにすることで、まず経営陣から、意識改革を図る必要がある。

2 上場会社としてのガバナンス・コンプライアンス意識の浸透

前記1の意識改革を前提として、代表取締役がトップメッセージを社内外に明確に発信し、コンプライアンスを重視する企業文化の醸成に取り組む必要がある。

前記第5・2(4)のとおり、本件においては、社員が取引の不透明性に違和感を持ちながらも、異論をエスカレーションすることができなかった。経営判断に対する建設的な異議が歓迎される企業風土を醸成するためには、トップメッセージの発信にとどまらず、これを組織の各階層に浸透させるための継続的な取組が求められる。

具体的には、①役職員向けのガバナンス・コンプライアンス研修を定期的を実施し、特に関連当事者取引・利益相反取引・外部機関に対する情報提供義務・データ保全義務等の論点を含めること、②役員・執行役員の報酬評価においてコンプライアンス・ガバナンスに関する要素を明示的に組み込むこと、③内部通報制度について、通報対象の範囲（利益相反取引・不正な会計処理に関する懸念等を明示的に含める）や通報者保護の実効性を見直し、広報すること等の施策が考えられる。

3 代表取締役に対する牽制・監督機能の強化

前記第5・2(1)のとおり、本件においては、大西氏への権限集中と同質的な経営チームの構成が、執行側における牽制機能の不在という構造的な問題を生じさせていた。

かかる問題を踏まえ、代表取締役への権限集中を是正し、業務執行に対する実効的な牽制・監督機能が働く体制を構築する必要がある。例えば、重要事項に関する意思決定プロセスにおいて、法務・財務等の管理部門が独立した立場から関与する仕組みの整備や、管理部門の人的基盤の強化（専門人材の採用・定着）等が求められる。

また、独立社外取締役が執行の監督機能をより実質的に発揮できるよう、独立社外取締役のみの会合の定期開催や内部監査部門との連携強化等に取り組むことが望ましい。

加えて、代表取締役をはじめとする業務執行取締役に利益相反が典型的に懸念される重要取引については、当該取締役を除くメンバーで構成される会議体を設置し、取引条件の審議・第三者算定機関の選定・外部専門家の選任等に関する意見表明の役割を担わせる等、利益相反を回避・軽減するための組織的な手続を制度化することも検討に値する。

4 取締役会の監督機能の実効性の確保

前記第5・2(2)のとおり、本件においては、監査等委員であった Xh 氏が利益相反の問題を指摘し議案を取り下げさせる等、社外役員による牽制機能は一定程度発揮されていた。しかしながら、結果として、執行側から提供された不正確な情報を前提とした審議・承認に至った。

重要な取引の審議に際して、社外役員が、執行側の説明を前提としつつも、必要に応じて執行部門から一定の独立性を有する従業員の協力や外部専門家の助言を求めることができる環境が制度的に確保されていれば、執行側の説明の正確性が検証される可能性を高めることができたと考えられる。

かかる観点から、取締役会の監督機能の更なる実効化を図るため、そのような環境を制度的に確保する必要がある。例えば、社外役員が管理部門の担当者に対して直接に情報提供を求めることができるルートの整備や、重要な取引について社外役員の判断により独立した外部専門家のレビューを取得する手続の制度化等が考えられる。

また、前記第5・2(4)にも関連して、執行側から独立した、監査等委員会に対する直通の内部通報窓口等の情報収集経路の整備を行うことも一案である。

5 関連当事者取引の管理体制の整備

前記第5・2(3)のとおり、I-ne においては、関連当事者取引の管理に特化した独立の規程が存在せず、既存の関連当事者調査票の質問設計も、間接的な関連当事者関係の捕捉には限界があった。

かかる問題を踏まえ、関連当事者取引の事前承認・事後モニタリングに関する規程を制定し、取引の把握・該当性判断・承認・モニタリングの各プロセスを明確化する必要がある。

その一環として、例えば、前記第5・2(3)において指摘した関連当事者調査票の質問設計上の限界を踏まえ、同調査票の質問設計を見直し、対象役員と非親族の密接な関係者との経済的関係（個人的な融資関係を含む。）や当該関係者を介した間接的な取引のほか、役員等及びそれらの者が財務上又は業務上の意思決定に対して重要な影響力を有する会社との関係を含め、関連当事者該当性を実質的に捕捉し得る設計とすることが考えられる。また、役員等の紹介・関与に基づく取引（いわゆるトップ案件）を、関連当事者取引該当性の有無にかかわらず、別途モニタリング対象とする仕組みの導入も検討に値する。

6 情報管理に関する諸制度の強化

前記第5・2(5)のとおり、I-neにおいては、業務コミュニケーションに使用可能なツールの範囲が明確に限定されておらず、会社の管理が及ばないツールの使用が常態化していた。かかる問題を踏まえ、業務コミュニケーションに使用可能なツールの範囲を明確に限定し、その遵守状況をモニタリングする仕組みを整備する必要がある。業務とプライベートの境界に属するコミュニケーションについて、業務該当性を形式的・画一的な基準で一律に峻別することは困難な面があるものの、会社として把握・管理すべき業務コミュニケーションの範囲を実態に即して明確化することが求められる。

また、前記第3・5(2)のとおり、外部機関による調査後のデータ削除行為は、上場会社のコンプライアンスに対する姿勢として重大な問題であった。外部機関の調査や社内調査に際してのデータ保全に関するルールを明確化し、これに反する行為に対する処分基準を策定する等の措置も検討すべきである。

以 上

別紙 1：インタビュー対象者の概要

1. 株式会社 I-ne

氏名	実施日
大西 洋平氏	2026年2月18日
	2026年4月1日
	2026年4月8日
Xc 氏	2026年2月18日
	2026年4月1日
	2026年4月8日
Yq 氏	2026年2月19日
	2026年4月2日
	2026年4月9日
Yj 氏	2026年2月19日
	2026年4月2日
Ye 氏	2026年2月20日
	2026年4月2日
Ym 氏	2026年3月16日
Yr 氏	2026年3月17日
Xb 氏	2026年3月18日
Yh 氏	2026年3月18日
Xa 氏	2026年3月19日
Ys 氏	2026年3月31日
Yt 氏	2026年4月7日

2. 株式会社 Right Here (現 n 社)

氏名	実施日
Ya 氏	2026年2月20日
	2026年3月27日

3. I 社

氏名	実施日
Zd 氏	2026年3月26日

4. r 法律事務所

氏名	実施日
Xh 氏	2026 年 3 月 27 日

5. b 法律事務所

氏名	実施日
Zb 氏	2026 年 3 月 31 日

別紙 2：デジタル・フォレンジック調査の概要

1 調査目的

当委員会の委託を受けた株式会社 foxcale（以下「foxcale」という。）は、本件調査及び類似事案調査を実施するため、デジタル・フォレンジック調査を行った。なお、当委員会の調査に先立ち、I-ne は社内調査を実施しており、社内調査において foxcale によるデジタル・フォレンジックが行われた。当該デジタル・フォレンジックの結果については、I-ne から当委員会に共有され、当委員会の調査において利用された。

2 調査手法

(1) 電子データの保全・解析・レビューの概要

I-ne は従業員に PC 及びスマートフォンを貸与しており、一部の者には iPad を貸与している。

メールシステムについて、I-ne は 2016 年 6 月より Outlook を利用している。Outlook メールデータは 1 アカウントにつき 50GB を上限にサーバ上に保存されている²⁸。

チャットシステムについて、I-ne は 2016 年 6 月より Teams を利用しているが、業務上の主たるコミュニケーションツールとしては、2016 年 7 月から Chatwork を利用し、2025 年 10 月からは Slack に移行している。

上記の状況を踏まえ、foxcale は、一部の調査対象者について、I-ne が貸与している PC、スマートフォン、及び私用スマートフォンを保全するとともに、後述のとおり b 法律事務所が保全したデータを受領した。また、foxcale は、I-ne が Microsoft Purview を利用して抽出した調査対象者の Outlook メールデータ、Microsoft Teams データ、Onedrive データ、及び Sharepoint データを受領した。さらに、foxcale は、I-ne が Chatwork 及び Slack から取得したチャットデータを受領した。

社内調査及び当委員会による調査におけるデジタル・フォレンジックの範囲は以下のとおりである。

① 社内調査におけるデジタル・フォレンジックの概要

社内調査において、foxcale は、I-ne が 2025 年 12 月に外部機関に対して提出したデータと同一のデータを受領した。また、foxcale は、Yq 氏の Outlook メールデータ、Teams チャットデータ、Onedrive データを保全した。なお、外部機関の来訪後において、一定のデータに関する調査業務が b 法律事務所により実施されており、大西氏の

²⁸ I-ne はメールアーカイブサービスとして HENNGE One を利用しており、10 年分のメールデータが保管されている。一方、外部機関に対して提出したデータは Microsoft Purview から抽出したデータであり、社内調査及び当委員会調査においても同データを利用した。

私用モバイルについては b 法律事務所により保全されていたことから、foxcale は同データを受領した。

Outlook メールデータ、Teams チャット、及び Chatwork データ²⁹の調査対象期間は 2020 年 1 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までとした。

② 当委員会の調査におけるデジタル・フォレンジックの概要

当委員会の調査においては、社内調査の結果を利用するとともに、Slack データ、削除済み Chatwork データ、I-ne が大西氏に貸与した iPad、Yj 氏の私用 PC 及び私用モバイル、Ya 氏の私用 PC、私用モバイル及び私用 SSD、並びに Xc 氏の私用モバイルデータを調査対象とした。

Slack データ及び Chatwork の削除済みチャットデータについて、foxcale は、I-ne が保全したデータを受領した。

大西氏、Yj 氏、Ya 氏のデバイスに係るデータについて、foxcale は、b 法律事務所が保全したデータを受領するとともに、Xc 氏のモバイルデータについては、foxcale が保全した。

Slack データについては利用開始から保全日までの期間、すなわち 2025 年 10 月 1 日から 2026 年 2 月 27 日までの期間を調査対象とし、削除済み Chatwork データについては 2020 年 1 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までの期間を調査対象とした。

(2) 保全したデータの調査

foxcale は、保全又は受領した Microsoft365 メールデータ、Microsoft Teams チャットデータ、Chatwork データ、Slack データ、及び一部の調査対象者の PC データ、モバイルチャットデータに対して、専用ソフトウェアによりデータベース化処理を施した上で、調査用レビュープラットフォームである「foxcope-DI」にアップロードした。

「foxcope-DI」にアップロードしたデータに対し、foxcale が設定したキーワード等を用いて絞り込みを行い、その結果得られたデータのレビューを実施した。また、本件調査においては、当委員会が新たに設定したキーワード等を追加して絞り込みを行い、その結果得られたデータのレビューを実施した。レビュー数については以下のとおりである。

²⁹ Chatwork データについては、I-ne は外部機関に対して調査対象期間に係る会社全体のデータを提出しており、foxcale は同データを受領したが、本調査においては、受領したデータのうち、調査対象者を含むデータを調査対象とした。

① 社内調査におけるレビュー件数

No	レビュー対象データ	レビュー数
1	メールデータ、Teams データ及びドキュメントデータ	3,284
2	Chatwork データ	5,496
3	モバイルチャットデータ	1,336
合計		10,116

② 当委員会調査におけるレビュー件数

No	レビュー対象データ	レビュー数
1	メールデータ、Teams データ及びドキュメントデータ	6,240
2	Chatwork データ	7,762
3	Slack データ	1,266
4	モバイルチャットデータ	10,697
合計		25,965

レビュー体制については、社内調査時は foxcale が策定したレビュープロトコルに従い、foxcale が一次レビューを実施した。また、本件調査においては、当委員会が社内調査時のレビュープロトコルを確認の上追記したレビュープロトコルに従い、foxcale が一次レビューを実施した。

社内調査においては、一次レビューで重要と判断されたデータ 121 件を対象として、I-ne が二次レビューを実施した。I-ne による二次レビューの結果、詳細検討が必要と判断されたデータについては、I-ne によりヒアリング等の追加調査が実施された。

当委員会の調査においては、一次レビューで重要と判断されたデータ 200 件を対象として、当委員会が二次レビューを実施した。当委員会による二次レビューの結果、詳細検討が必要と判断されたデータについては、当委員会によりヒアリング等の追加調査が実施された。

また、当委員会の調査においては、上記キーワード等を用いたレビューに加え、当委員会が必要に応じてレビュープラットフォーム全体からドキュメントのレビューを実施し、得られたデータについてヒアリング等の追加調査を実施した。

以 上